

資料紹介

北海道博物館所蔵の林梅家資料(五)

東 俊佑・三浦泰之・ちやれんが古文書クラブ

キーワード 蝦夷地 (Ezochi)・近世 (Early Modern)・江戸時代 (Edo Period)・
場所請負制 (Subcontracted Trading Post System)・
くずし字 (Kuzushiji)

はじめに

本稿は、令和二年(二〇二〇)から活動をはじめた古文書学習サークル「ちやれんが古文書クラブ」で行った林梅家資料(当館所蔵)の講読について、その活動成果である古文書翻刻文を紹介するものである。

令和七年(二〇二五年)度は、二〇名のメンバーに当館学芸員の三浦・東が世話人となり、四〇十二月に月一〇二回程度集まり古文書の講読会(学習会)を行った。講読文書は、前年度に続いて北海道博物館所蔵の林梅家資料とし、同館目録①番号のD41、E39を講読した。クラブの趣旨・目的や林梅家資料については、令和三年度の「資料紹介」②を参照していただきたい。

(東俊佑)

史料編

令和七年度「ちやれんが古文書クラブ」において講読した史料(次頁の「表1」のとおり)について、東がテキスト入力・編集作業を行い、三浦・東がこれを校訂した。各史料の解題は東が執筆し、末尾に一括して掲載した。

各史料を全丁撮影した画像は、北海道博物館ウェブサイトのなかの「収蔵資料検索」により閲覧が可能のため、本資料紹介ではこれを省略した。翻刻は、次の凡例に拠り行なった。

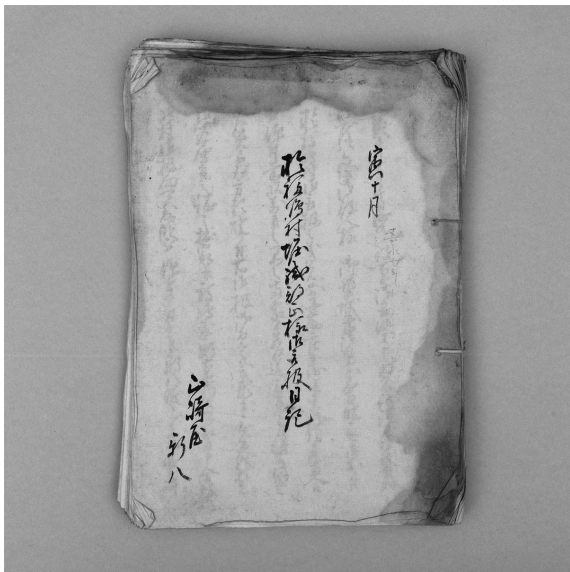
〈凡例〉

- (1) 旧字体・異体字・略字は、原則として常用漢字に改めた。
- (2) 変体仮名は、普通の平仮名に改め、合字も分解して普通の仮名とした。ただし、(より)、江(え)、与(と)、之(の)、者(は)、茂(も)はそのままとした。
- (3) 読点は校訂者が付し、校訂者による註記は「」で示した。「ママ」は翻刻どおりであることを示す校訂者による註記である。また、「◎半丁白紙」などの行頭の「◎」以下の文も校訂者による註記である。
- (4) 翻刻文中、現在では使われない不適切な用語もあるが、史料としての性格上、そのままとした。
- (5) 各史料冒頭の「」内は、『林家資料目録(北海道開拓記念館)括資料目録第三八集』の整理番号を示す。
- (6) 翻刻文中の□は判読不能の文字一字、「」は二字以上の判読不能の文字を示す。
- (7) 抹消訂正文字は、左傍に「」を付して右傍に訂正文字を細書した。
- (8) 丁数と表裏の別を文末に〔算用数字オ〕・〔算用数字ウ〕で記した。なお、紙縫綴の資料は、表紙・裏表紙として使われている丁も二丁と数えた。
- (9) 年代・日付や金額など、原文で割注で表示されているものについて、編集の都合上一行に改めた箇所がある。
- (10) 原文において改行ないし半改行で示されているものについて、とくに意味がないと判断したものは、編集の都合上一行に改めた。

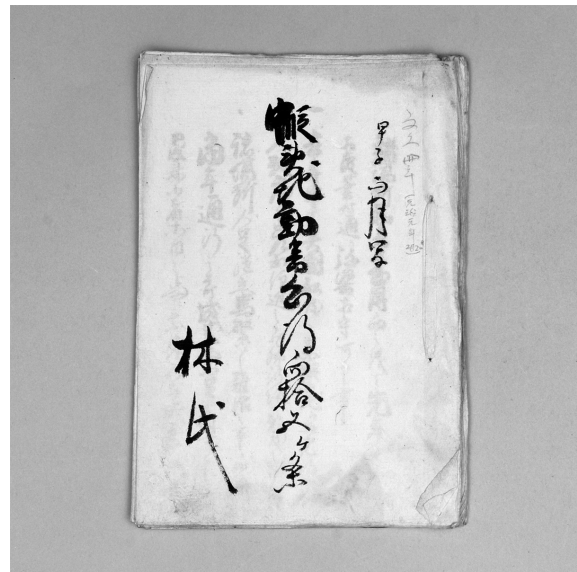
東 俊佑・三浦泰之・北海道博物館 北海道研究センター
ちやれんが古文書クラブ・北海道博物館道民参加型学習サークル

表1 林柵家資料D41、E39の基本情報

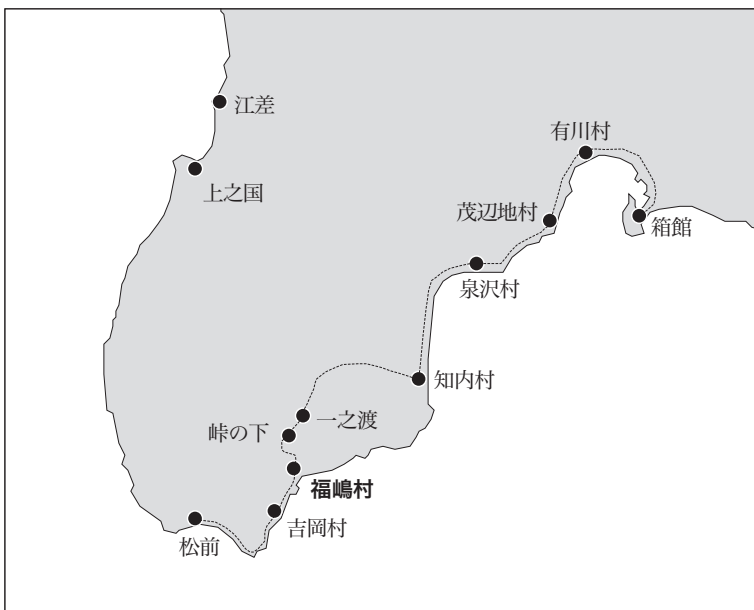
整理 番号	収蔵 番号	資料名	数量	形態	年代	大きさ (cm)		丁数	作成者・著者 差出→宛所	備考
						縦	横			
D41	153847	蝦夷地勤番心得向拾五ヶ条	1綴	竖帳	甲子〔文久4年〕 正月写	25.4	17.7			2冊合綴
		(一) 蝦夷地勤番心得向拾五ヶ条	1冊	竖帳	甲子〔文久4年〕 正月写			9		
		(二) 蝦夷地勤番心得向拾五ヶ条	1冊	竖帳	〔天保3年以降〕			13		
E39	153927	於福嶋村堀織部正様御取扱日記	1冊	竖帳	寅〔嘉永7年〕 10月	25.5	18.5	70	山崎屋新八	



於福嶋村堀織部正様御取扱日記（林柵家資料E39）



蝦夷地勤番心得向拾五ヶ条（林柵家資料D41）



箱館～福嶋村～松前地図（林柵家資料E39関係地図）

「D4」 蝦夷地勤番心得向拾五ヶ条

(一) 蝦夷地勤番心得向拾五ヶ条

甲子正月写

蝦夷地勤番心得向拾五ヶ条

林氏〔一オ〕

◎半丁白紙〔一ウ〕

諸場所勤番共心得向之儀者、先年方相渡候書付〔書付之〕通り弥堅相守可申事、

一、去年中者異国船度々東蝦夷地江相見得候付、人数度々差出、注進之飛脚行

帰り数度之事故、諸場所人足繼立馬〔候二付〕繁〔繁とする写本あり〕く難渋之事二候間、当年通行之節、

成丈馬不足二相用可申候、家来小者等日々馬二乗候儀不相成、主役々得与

〔二オ〕心を用へ、場所之差支無之様深く勘弁可致事、

一、持場之内異国船相見得候とか又者滞船等致候は、詰合人数江番人、蝦夷

人丈夫之者共見纏、此度相渡候銚鎗為持出張致、前々被仰出之通遠近二不

拘打払可申候、若上陸いたし候節者勿論之事二候、尤双方打合之内、品二

寄異国人共二元船江引取候ハ、此方人数之義者溪合、又者樹木繁り候森

〔二ウ〕杯之有之地所見立、要害宜場へ人数引払堅く相備、又翌日二至り候

ハ、昨日打合場所方前後左右時宜二寄致出張、一凶二打払可申候、尤東

地者人増も申付候間、未練之働無之様去年中エトモニおゐて三関勇蔵打払

候様取斗尤二候、

一、当年者別而油断不相成候、異国船参る事と心得、諸事入念可申候、異国船

参り当地江注進次第〔三オ〕早速二人数差向候間、其間者勤番所嚴重二相堅

メ、持場支配人其外并蝦夷人等決而異国船江近寄不申、一凶二打払可申

候、彼方方口上者不申及、書様〔書付〕之もの、其外聊之品たりとも請取申間敷旨者寄々嚴敷持場内末々迄可申付置事、

一、夜分ハ殊二用〔二〕可致候、不意二小船二而仕込、如何様之事致間敷もの二あらず、能々用心専〔三ウ〕二候、武器等被奪候而者不覚語〔不覚語〕之事二候、

一、何事も包隠し無之、有体注進可致、書状者直二江戸表江差出候間、文柄得与心を落付認候而、相分候様心を用可申候、

一、稽古と号し、無益二玉葉遣申間敷事、

山野江出、鳥獸等打候ハ、自分玉葉可為事、

一、銘々召連候家来小者之義多分雇入候もの〔四オ〕共故、万一非常之節ハ恐怖致シ、主を捨、逃隠れ候事も可有之候、是以常々申論方も有之事二候間、

発足之節方精々入念可申付候、尤当年方小もの共於町役所嚴敷相改候様申付候得共、下々之事故其場二望〔望〕恐怖之様子相顕候ハ、打合之場所江召連申間敷候事、

一、当年方隔年参府二候間、軽物出情専〔情〕一二候、鷲〔四ウ〕尾、熊膽、玉等等者献上并御残御配りも候間、決而拔荷等無之様嚴重二可申付、去年中者既二

青玉等町中抜品有之、取上候次第二候、外品も右准、町中二相見得候風間も候間、別而勤番共入念可申、其上二も不正之品等有之時者、自然者〔与力〕

勤番共不勤之一件二及候間、得与心得可申事、

一、場所々繼立馬冬飼丈夫二致、死馬無之様〔五オ〕支配人、番人江得与可申付候、全体者飼方籠略之趣二相聞候、猶出生之子馬犬二喰殺され候事多分之

様二相聞候間、懐胎之牝馬者運上家近辺江取集メ、聊野木二而柵を廻シ、其内二而子を産せ、日数立候ハ、野放シ致シ可申候、年々多く相成候様嚴敷可申付事、

一、東西蝦夷地場所々蝦夷人近年人別不足に〔五ウ〕相成候間、小児養育方随分心を用、蝦夷人別相増候様、勤番之もの方支配人、番人共江申論、急度可

申付候、将又蝦夷人介抱二差遣候米、酒、煙草等も入念請負人共方差支二不相成様撫育方専一之事故、不介抱之場所も候ハ、無遠慮可申立候、

一、蝦夷地通行之節泊り所又者小休所々江酒肴并餅菓子等差出候趣相聞江候二付、以来右様之義一切致^(6オ)間敷旨請負人共江急度申渡置候間、泊り所⁵腰弁当持參可致候、其段家来下々迄も可申聞置事、

一、場所々備米之義者、御用地中之御主法候処、勤番限り二間届、積替為致候様相聞江候間、向後場所へ下米無之内差支候節ハ、備米高之内式分通り迄ハ勤番限り間届貸付可申、其余者場所下し米不残着之上員数高相改積替可申候、尤其節ハ場所支配人^(6ウ)共印形付書面取之為差登可申事、乍去其場所飢饉等有之候ハ、別段貸付致し、其趣早速可申立候、

一、持場々之里数、小名、潤泊り、山之名、川筋等帳面ニいたし、巨細ニ取調差出可申候、地図茂方角取り、如何様ニ而も一里式寸位之心積りニ而認メ差出可申候、尤是者絵心無之者出来ハ致間敷候得共^(7オ)精々心を用、当冬か明春迄ニ差出候様心掛可申候、支配人、番人江申付候様之鹿略ニ而者不宜、自分見分乃節^の又者手附之者冬分異船之用心無之時⁵ニ差遣し、図取可致事、今井八九郎申付遣し候図取用向之外ニ候、

一、熊膽、三段切^(8オ)、十徳、粕尾、薄氷等^(8ウ)配人⁵方差出候斗り^(9オ)心得候而者、如何ニ候間、得と^{7ウ}吟味^{7ウ}荷無之様專一ニ候、

一、場所々江荷物積取ニ罷越候船々江者、得与海上異国船ニ出逢不出逢之義相尋、口書取之、あやしき義も無之候ハ、右之口書序ニ差通為登可申事、異国船ニ出逢候趣ニ候ハ、早々注進勿論ニ候、去年榮徳新造子モロニ而尋之答と当所ニ而尋之答と口書相違有之候、右様ニ而者不相濟^(8オ)事ニ候間、精々入念口書取調、申口相違無之様、尤諸事有体可申越事、

拾五ヶ条
文久四甲子年

正月写^(8ウ)

◎半丁白紙^(9オ)

◎半丁白紙^(9ウ)

(二) 蝦夷地勤番心得向拾五ヶ条

蝦夷地勤番心得向拾五ヶ条^(1オ)

◎半丁白紙^(1ウ)

一、諸場所勤番共心得向之義者、先年⁴相渡候書付通り^(1オ)弥堅相守り可申事、
一、去年中者異国船度々東蝦夷地江相見得候二付、人数度々差出、注進之飛脚行帰り²度度之事故、諸場所人足繼立馬繁²難渋之事ニ候間、^(2オ)当年通行之節、成丈馬不足ニ相用可申候、家来小者等日々馬ニ乗候義不相成、主役々得与心を用へ、場所之差支無之様深く勘弁可致事、

一、持場之内異国船相見得候とか又者滞船等致し候ハ、詰合人数江番人^(2ウ)蝦夷人丈夫之者共見繕、此度相渡候³鉾鎗³為持出張致し、前々被⁴出之通遠近ニ不拘打払可申候、若上陸いたし候節者勿論之事ニ候、尤双方打合之内、品ニ寄異国人共元船江引取候ハ、此方人数之義者溪合、又者樹木繁り候^(3オ)森杯^(3ウ)之有之地所見立、要害宜場へ人数引揚堅く相備、又翌日ニ至り候ハ、昨日打合之場所⁵前後左右時宜ニ寄致出張、一図ニ打払可申候、尤東地者人増も申付候間、未練之働無之様去年中エトモニおゐて三関勇藏打払^(3ウ)候様取斗尤ニ候、

一、当年者別而油断不相成候、異国船參る事と心得、諸事入念可申候、異国船參り当地江注進次第早速ニ人数差向候間、其間者勤番所嚴重ニ相堅メ、持場支配人其外并蝦夷人等決而異国^(4オ)船江近寄不申、一図ニ打払可申候、彼方⁵口上者不申及、書付様之もの、其外聊之品たりとも請取申間敷旨者寄々⁶嚴敷持場内末々迄可申付置事、

一、夜分ハ殊ニ用心可致候、不意ニ小船ニ而仕込、^(4ウ)如何様之事致間敷ものニあらず、能々用心專一ニ候、武器等被奪候而者⁷不覚語⁷之事ニ候、

一、何事も包隠し無之、有体注進可致、書状者直ニ江戸表江差出候間、文柄得

与心を落付認候而、相分候様心を用可申候、(5オ)

一、稽古と号し、無益ニ玉葉遣申間敷事、山野江出、鳥獸等打候ハ、自分玉葉可為事、

一、銘々召連候家来小者之義多分雇人候もの共故、万一非常之節ハ恐怖致シ、主を捨、逃隠れ候事も可有之候、是以(6ウ)常々申論方も有之事ニ候間、発足之節方精々入念可申付候、尤当年方小者共於町役所ニ敵敷相改候様申付候得共、下々之事故其場ニ望^(龜)恐怖之様子相頭候ハ、打合之場所へ召連申間敷候事、(6オ)

一、当年方隔年参府ニ候間、軽物出情專^(箱)一ニ候、鷲尾、熊膽、玉等者献上并御残御配りも候間、決而拔荷等無之様嚴重ニ可申付候、去年中者既ニ青玉等町中ニ抜品有之、取上候次第ニ候、外品も右ニ准、町中ニ相見得候風聞も候間、別而勤番共(6ウ)入念可申、其上ニも不正之品等有之時者、自然与勤番共不勤之一条ニ及候間、得与心得可申事、

一、場所々継立馬冬飼丈夫ニ致し、死馬無之様支配人、番人江得与可申付候、全体者飼方籠略之趣ニ相聞へ候、猶(7オ)出生之子馬犬ニ喰殺され候事多分之様ニ相聞へ候間、懐胎之牝馬者運上屋近辺江取集メ、聊野木ニ而柵を廻し、其内ニ而子を産せ、日数立候ハ、野放シ致し可申候、年々多く相成候様敵敷可申付事、(7ウ)

一、東西蝦夷地場所々蝦夷人近年人別不足ニ相成候間、小児養育方随分心を用、蝦夷人別相増候様、勤番之者方支配人、番人共へ申論、急度可申付候、将亦蝦夷人介抱ニ差遣候米、酒、煙草等も入念請負人(8オ)共方差支ニ不相成様撫育方專一之事ニ候、不介抱之場所も候ハ、無遠慮可申立候、

一、蝦夷地通行之節泊り所又者小休所江酒肴并餅菓子等差出候趣相聞へ候ニ付、以来右様之義一切致間敷旨(8ウ)請負人共江急度申渡置候間、泊り所方腰弁当持參可致候、其段家来下々迄茂可申聞置事、

一、場所々備米之義者、御用地中之御主法ニ候処、勤番限りニ聞届、積替為致候様相聞へ候間、向後場所江下米無之(9オ)内差支候節ハ、備米高之内式

分通り迄ハ勤番限りニ聞届貸付可申、其余者場所下し米不残着之上員数高相改積替可申候、尤其節ハ場所支配人共印形付書面取之、為差登可申事、乍去其場所飢饉等有之候ハ、別段(9ウ)貸付致し、其趣早速可申立候、

一、持場々之里数、小名、潤泊り、山之名、川筋等帳面ニいたし、巨細ニ取調差出可申候、地図茂方角取り、如何様ニ而も一里式寸位之心積りニ而認メ差出可申候、尤是者絵心無之もの出来ハ致間敷(10オ)候得共精々心を用、当冬か明春迄ニ差出候様心掛可申候、支配人、番人江申付候様之籠略ニ而者不宣、自分見分之節又者手附之者冬分異国船之用心無之時ニ差遣し、図取可致事、今井八九郎申付遣し候図取(10ウ)用向之外ニ候、

一、熊膽、三段切、十徳、粕尾、薄氷等支配人方差出候斗りと心得候而者、如何ニ候間、得与吟味、拔荷無之様專一ニ候、

一、場所々江荷物積取ニ罷越候船々江者、得与海上異国船ニ出逢不出逢之義(11オ)相尋、口書取之あやしき義も無之候ハ、右之口書序ニ数通為登可申事、異国船ニ出逢候趣ニ候ハ、早々注進勿論ニ候、去年栄徳新造子モ口ニ而尋之答と当所ニ而尋之答と口書相違有之候、右様ニ而者不相濟事ニ候(11ウ)間、精々入念口書取調、申口相違無之様、尤諸事有躰可申越事、拾五ヶ条(12オ)

◎半丁白紙(12ウ)

「E39」於福嶋村堀織部正様御取扱日記

寅十月

於福嶋村堀織部正様御取扱日記

◎半丁白紙〔一ウ〕

山崎屋
新八〔一オ〕

一、寅年十月十日、町御役所方御用使有之、為名代源兵衛罷出候処、此度公儀御役人様 御築城為御見分箱館表方御出二付、於福嶋村御取扱之義先前工藤庄兵衛并宮川増蔵兩人江被仰付、前以万用之品々両家方差送置候由二候得共、此度之火災二而双方類焼二付、右御扱御免之義願出、無余儀願意御聞届有之、依之拙家并福嶋屋新右衛門両家二而申合、福嶋村御扱向可致段被 仰付候二付而者、新八儀者在所表不叶〔二オ〕用向二付、先般其段奉願上、今日方風待二有之候処、同人為差控候義茂歎歎義共申立候得者、源兵衛二而不苦趣被仰聞、種々御申訊仕、太切御用途無覚束、段々申上候而茂達而御下代衆中被仰訊、無抛御請仕候、今度御出之御方様方御名前左之通、

- 堀織部正様
- 御上下五拾九人
- 御城下御宿 松前悦之丞様
- 亭主役 上田忠右衛門〔二ウ〕
- 御城下御宿 堀崎蔵人様
- 亭主役 酒原六右衛門
- 御宿 佐々木采女
- 亭主役 伊達林右衛門
- 御宿 張江兵五郎
- 亭主役 阿部屋
- 御上下七人 茂兵衛
- 平山謙次郎様
- 御上下九人
- 鈴木尚太郎様
- 御上下七人

松岡徳次郎様
御上下三人

堀井鉄次郎様
萱野弥五右衛門様
御上下五人

藤田幸蔵様
吉岡元平様
御上下五人

知内村

福嶋村

吉岡村

一之渡

輪鳴屋
太左衛門

御宿亭主役共
岩田金蔵〔三オ〕

御宿亭主役共
山田屋
文右衛門

同断
仙北屋
仁左衛門

ハマ
〔三イ〕

又
丁〔三ウ〕

日
〔三エ〕

右之通被 仰付候二付、当夏御取扱仕候工藤庄兵衛殿江万事尋合、猶又亭主役、手付人夫之義、手人之外給仕人等迄申立候事、且右之御人数之内拙家方二而者、堀様御上下五拾九人御取扱、御八方様御上下三拾七人者丁御印御扱之義〔四オ〕相決候、

一、当夏工藤庄兵衛殿方二而神明田中雄七手人二頼參候二付、猶又拙家方二而茂同様相頼候事、

一、十月十一日、御役所方御膳部等之儀者、一汁二菜二而差上候様被仰付、都而先前振合二而取斗可申趣被仰付候、

一、段幕之義、双方二而五張拜借願上、御下ケ二相成候、

一、福嶋村亀次郎方下宿二付、玄関不用之訊故、玄関之処江〔四ウ〕張番式人茂差置候様為致不申候而者不相成哉、然節者御法被、御幕等茂御下ケ二可相

成哉、御下代中迄窺上候処、御奉行様方御揃之上御談有之候趣ニ而御左右無之候、

一、福嶋村夜具之義、工藤庄兵衛方ニ而当夏取調置候分者○印金屋元兵衛方ニ者絹布夜具五通、木綿同三拾通^(5オ)何れ茂其俵用方ニ相成候分見分致置候趣申聞候、

一、十月十三日、御役所江伺書差出、左之通、

伺書

一、当夏工藤庄兵衛御扱仕候節茂、一汁式菜与御付候得共、御着日者御汁、御坪、御皿、二之膳者御平、御小皿、御猪口、其外御小皿江引肴三枚ツ、盛上候趣、^(5ウ)猶翌朝者、御汁、御平、御猪口、御皿ニ而、二之膳なし、引肴御小皿式枚江盛上、右何れも無異儀召上候由、依之今度も一汁式菜与御付候得共、外々御扱勝劣等之儀恐入候、矢張工藤庄兵衛御扱向ニ取斗可然哉奉伺候、

一、御菓子之義者工藤庄兵衛方ニ而御上向越之雪、御用人御給人衆者金米糖相用候由、依之今度^(6オ)御上粕底良、御用人御給人衆者金米糖、御下者白せんへいニ而茂差出可然哉奉伺候、

一、当夏工藤庄兵衛御扱之節相庭書御城下亭主役方書上候分江駄送旁之分四五分ツ、増加書上候処、御付添北見様被仰候二者、張江様ニ不伺ニ書上候御立腹有之よし、此度も相庭御尋^(6ウ)御座候節者福嶋相庭ニ而可申立哉、又当所相庭江四五分増可申立哉、又者御出役御下代様方江伺上候上ニ而書上可仕哉奉伺候、

一、当節柄ニ付大工老人召速度ニ茂可参もの無御座候ニ付、連懸等切候而御躰懸ニ仕度、右品ニ不限御備品之内切詰伐用候而茂宜候哉

奉伺候、^(7オ)

一、御当所方罷越候亭主役之もの共始手付給任人賄并福嶋村人足扶持方、先前之通ニ取斗仕候而宜候哉奉伺候、

一、御通行相済候共、私共儀者御下知無之内者引取不申候得共、大勢之もの共当節柄立掃致度杯申出候もの有之候ハ、差返候而茂宜候哉、右之件々^(7ウ)奉伺候、已上、

十月十三日

山崎屋

新八

福嶋屋
新右衛門

一、兼而御下代中ら被仰出候二者、両家之内方老人一先乍立掃、福嶋村江差越、手配方取斗可申旨被仰出候得共、福嶋者平生止宿之処故、何れも夜具并家具等所持之族相応ニ有之趣、^(8オ)殊ニ前々御宿割等も夫々御取極之趣ニ付、此上者只々亭主役ニ可相成もの并手付共双方ニ而四拾人、料理人四人斗茂無之候而者、連茂御取扱行届兼可申、乍併前々当所在方亭主役手付被仰付候者、此火災ニ付是以御免願故、此上者唐津内町、^(8ウ)転知石、生府杯外可申立もの無御座、依之人揃候迄為手配源兵衛跡ら出立可致、先立而明日者拙家方方手人雄七、太七、吉五郎三人、丁代新屋要右衛門手人共外五人出立相決候、^(8ウ)

十月十四日

一、丁代新屋要右衛門下代共都合六人、山崎屋手人雄七外式人、御城下致出立、八ツ時より追々福嶋村江着いたし、一同金屋元兵衛方致止宿候、

一、宿名主仮役金屋元兵衛江面会ニ而、今度山崎屋新八、福嶋屋新右衛門兩人、当月十日於御役所公儀御役人様箱館表ら御通行之節当村御取扱向被仰付候ニ付^(9オ)万端宜御頼申上候段、猶御扱止宿賄等之義又者人足扶持

等者当夏中工藤庄兵衛御扱仕候節之振合通二都而取斗可致段被仰付参候義申達、

一、家具并夜具等之義相尋候処、家具之義者奉畏候得共、夜具之分者絹布共三拾五通申立有之候得共、商売柄之義故ゑり懸等取替不申候而者用方二不相成趣申向二有之、然節者夜着沓ツ江何程入候哉相尋候処、沓反(9ウ)二而三通二懸り不申趣、然節者ゑり懸木綿可差上趣借上頼合致候、

一、御宿割之義、名主中江相尋候処、書付二而差出、左之通、

堀様御本陣 金屋 一元兵衛 系ひすや

脇御本陣 龜次郎

下宿 花田や 六右衛門 原田や

河津様 治五右衛門(10オ) 金沢屋

平山様 彦次郎 金屋

吉岡様 善吉 金屋

堀井様 近右衛門

萱野様 三國屋 保次郎

松岡様 藤田様

右何れ茂要右衛門、雄七見分ニ参候処、多分障子張替(10ウ)不申候而者不相成、依之紙継方手付中江申付候事、

一、明朝土谷五郎兵衛掃郷之便ニ必用之品行灯式、夜着之拾ニ相成候染絞之内拾反御送被下度、源兵衛殿早々御越御座候様申遣候、

一、法界寺江両家方金百疋、哥ヶ谷五本、猶要右衛門、雄七方も別段土産差遣候、

十月十五日(11オ)

一、今七ツ時頃手付料理人共拾壹人当着、

阿部 喜右衛門

又 古川屋 伝四郎 高橋屋 松右衛門 于料理手付 生付町 平次郎

又 湯殿沢 兵次

又 唐津内 庄吉

又 橋本屋 藤七

又 滝音屋 新蔵(11ウ) 中屋

又 徳次郎

又 湯殿沢 古兵衛

又 長崎屋 惣吉

于料理人

右御印鑑并店方之手紙共相届候而、十五日迄ニ手付三拾人斗ニ相成候よし申来候、

一、料り人方申出候二者、料理草、干物品留為知呉候様申二付、当夏中之献立之趣を以委細申談置、御献立之義者(12オ)御先触参候上差出可申、乍併兼而必用之品書出し可申段申聞候、

一、わさひ 式百文代

一、広ゆは 拾五枚

一、柚子 五

一、青粉 百文代

一、白髪昆布 五拾文代

右之通店江申遣候、(12ウ)

十月十六日、西風快晴、少々雪気も有之、道路氷、

一、平山様、吉岡様者、十月十八日箱館御発駕、堀様廿日ニ御発駕之趣之書付名主中申達候、

一、在方御掛館野猶四郎殿方御達二者、峠之下御小休所江福嶋御取扱両家之内

右手付之者見立、亭主役者差出可申、尤茶碗、茶台、炭等之調度者、村役とも借上遣可申段、於御役所被仰達候趣、定而銘々江茂〔13ウ〕御達二而、其手配方可有之御尋二候得共、若新八被仰付参候哉、先於私共者出立迄二右様之御達無之趣相答、品二寄如何様共可仕、猶此外二茂持参之品者何成共御用途可仕旨相答候、猶段幕者張右之処江相用候二付貸呉候様御頼二付、貸上候積二致候、依之猶又幕之義申遣候、

一、当福嶋村御挨拶御懸り蛸崎右平太様御上下四人二而、御当着先前御取扱向相尋候二付、当夏御挨拶御懸〔13ウ〕桜庭様御出迎之節木戸内二而御待受、御名札御差出、為御着賀御出之節、猶又御名札御差出、朝御立之節も木戸内二而御名札御差出被成候趣申上候、

一、村役人中江申立候者、御取扱之節左之通御人足御差出被下度趣申入候、

覚

一、男御人足三人 御本陣

一、男御人足三人 脇本陣〔14オ〕

一、女同 下宿

一、右同断 外六軒

一、男 拾九人

右之通宜御頼申候段名主中江前以申達置、

一、暮頃源兵衛外者人其外手付拾五人着、右之内式人当御本陣江残、拾三人

丁印方江差遣候、

十月十七日、西風、昨夜中雪降、〔14ウ〕

一、源兵衛昨夜着致候二付、先前振合之通其向々江土産物差遣、左之通、

一、金式百疋 金屋御内義

一、鬢付式本 御袋さま

一、手拭巻筋 兄様

一、同 百太郎様

一、鬢付式本 のし女さま

一、手拭五筋 御台所中

一、同 脇本陣

一、哥ヶ谷式本 龜次郎殿

一、阿波粉 五 下宿

一、同 花田六右衛門殿

一、同 替下宿

一、同 塩越屋甚兵衛殿

一、同 本名主

一、同 住吉屋達右衛門殿

一、同 年寄

一、同 三國屋保次郎殿

一、同 書役

一、同 小使

一、同 馬差〔15ウ〕

一、同 善吉殿

一、同 煙草三玉

一、同 足袋巻足

一、同 手拭巻筋

一、同 手拭三玉

一、同 鬢付式本

一、同 煙草三玉

一、同 善吉殿

一、同 馬差〔15ウ〕

一、同 善吉殿

一、同 煙草三玉

一、同 鬢付式本

一、同 手拭三玉

一、同 足袋巻足

一、同 手拭巻筋

右之通差遣候事、

一、在方御掛方高張之義御尋有之候得共、於御城下高張者御不用之趣被仰渡候趣申立置、然処兼而之峠之下御小休所茶番者人差遣呉候様村方人足三人、茶碗、茶台等差出候間、土瓶御茶差遣呉候様当日御達之節者、〔16オ〕

右之通差遣可申段相答候、

一、店方仁左衛門始残手付御印鑑持参、当着注文品并二御宿札共相達、左之通、

一、巻箱 太白せん

一、巻箱 廿斤入

一、巻箱 御宿札七枚

一、巻箱 へり布半反

一、巻箱 表座式反

一、三樽 越後酒式斗入

一、巻箱 風呂敷包

一、巻箱 粕底羅

一、巻箱 太白巻斤

一、巻箱 焼附

一、巻箱 着替

一、巻箱 内式箇ツ、

一、巻箱 着替

一、巻箱 由五郎

一、巻箱 治三郎

一、巻箱 吉弥

一、巻箱 惣八

一、巻箱 沢田

一、巻箱 惣兵衛

一、巻箱 仁左衛門

一、巻箱 惣兵衛

一、巻箱 惣兵衛

一、巻箱 惣兵衛

一、巻箱 惣兵衛

一、巻箱 惣兵衛

一、巻箱 惣兵衛

一、巻箱 惣兵衛

一、巻箱 惣兵衛

一、巻箱 惣兵衛

一、巻箱 惣兵衛

一、巻箱 惣兵衛

一、巻箱 惣兵衛

一、巻箱 惣兵衛

一、巻箱 惣兵衛

一、巻箱 惣兵衛

晩申付置、土瓶三ツ村役中江相渡候、喜右衛門為乗候馬走疋在方掛江申立置候、(20才)

十月十九日

一、今朝箱館御奉行工藤茂五郎様方御差出之御先触相達、平山様、吉岡様十九日箱館御出立之趣二候、

一、藤林重次様御旅館御見分有之、六右衛門方遠方二付、甚兵衛宅下宿二可致様被仰付候、

一、ゑり懸木綿拾反参候二付、元彦反二而三通り懸り不申由申候義候へ共、拾通分式反ツ、と仕切、金屋元兵衛先三拾通分江(20才)四反二而内渡いたし、ゑひすや亀次郎拾通分式反相渡、花田六右衛門拾通分式反相渡候事、

一、臨時懸り出之御用状并御関札建候棒相達、左之文面、

一 筆致啓上候、然者御関札棒五本差廻候間、吉岡村御昼彦本、福嶋村御泊彦本、一之渡村御休彦本、知内村御泊彦本ツ、請取可被成候、外二痛ミ用意(21才)彦本差廻候間、其心得二而御宿亭主役彦本

ツ、請取候ハ、箇立先々福嶋、一之渡、知内村江相廻可被成候、尤札入切懸之処、御作事二而寸法不都合候間、其村々二而御拵可被成候、右之趣可得御意如斯候、恐惶謹言、

十月十八日

臨時掛(21才)

- 吉岡村
- 西川徳兵衛殿
- 福嶋村
- 山崎屋新八殿
- 一之渡
- 輪嶋屋太左衛門殿
- 知内村
- 阿部屋利兵衛殿

猶此御用状御順達可被成候、

右順達御用状江添書差出、左之通、(22才)

一 筆致啓上候、然者臨時御掛出之御用状并二御関札棒共相達、御

用状披見、当村分請取、順達仕候間、猶知内村江御差廻御座候様仕度、右可得御意如此御座候、恐惶謹言、

十月十九日

福嶋村二而
山崎屋
新八

一之渡

輪嶋屋
太左衛門殿(22才)

右御用状封入、名主中江相渡候、

一、藤林様御宿御見分之處、六右衛門方余り遠方二付、塩越屋甚兵衛方江弥御宿替被仰付候得共、甚兵衛方二夜具、家具一円無之ニ付、御借上之義名主中江申談置、

一、御関札并相庭書等于今御下無之ニ付、吉弥事内用茂有之、又御旅館急備入用之品等為可為持婦立婦、今日差立候二付、中半紙三束申遣候、(23才)

一、下宿亭主役油屋重兵衛外三人、今十九日昼迄六右衛門賄いたし、晩方者甚兵衛方二而賄方申付、猶障子張替其外風呂場、便所手配方、重兵衛江申付候事、

一、御借上諸品調子、名主中江差出、左二、

覚

一、黒家具

四拾人前

但内 式拾人前脇本陣

但 親腕 御汁腕 御坪 御鉢一式

御膳斗 御鉢一式 (23才)

一、皆朱家具

拾人前

内 五人前脇本陣

但右同断

一、御皿

六拾枚

一、御小皿

八拾枚

一、たはこ盆

十

一、屏風

壹双

一、居風呂

壹

一、火鉢

拾三

内 同断(24才)
四四五 脇御本陣
下宿

一、下宿夜具可然奉頼候、
 一、脇本陣夜具拾通当其余可然奉頼候、
 一、脇本陣玄関江建候障子 壹間
 右之通宜奉頼候、以上、

十月十九日

御名主中様〔24ウ〕

山崎屋
新八

御本陣入用品
 一、黒いつかけ御腕御一人前
 御鉢台盆共一式御皿
 御小皿御猪口御膳者不入
 一、皆朱家具式拾人前
 都而一式

御坐敷入用
 一、金屏風 壹双
 同、角折 壹双
 同、掛物 貳幅〔25才〕
 御座敷入用
 一、皆朱御高月 壹
 同、大火鉢 壹
 同、御煙草盆 壹
 同、御茶碗 壹
 同、御茶台 壹
 同、御手水鉢 壹
 同、御手拭懸 壹
 御用人間
 一、金屏風 壹双
 一、御茶台 壹
 右借上品不殘金屋元兵衛と差出候、

一、脇本陣下宿入用諸品亭主役呼出相渡、左之通、
 一、中半紙 貳帖 一、大蠟 貳丁
 一、並半紙 五帖 一、中らう 廿丁
 一、半切 壹本 一、哥ヶ谷 壹本
 一、箸 壹袋 一、政所茶 壹袋
 一、楊枝 壹袋 一、菓子 五袋〔26才〕
 一、手拭 貳筋 一、竹柄杓 壹本
 一、ふきん 三 一、かすり 壹組
 一、墨 壹丁 一、草履 拾足
 一、筆 貳本 一、草鞋 貳拾足
 一、下駄 三足 一、醤油 壹升
 一、中ぬき草り 貳足 一、みそ 壹貫目
 一、箒 三本 一、みりん 五合
 一、土瓶 四 一、鯉節 五本
 一、七りん 三 一、米〔26ウ〕
 一、爛徳り 五本
 一、皆朱家具 五人前 一、懸燭 五丁
 一、惣黒同 廿人前 一、燭台 三丁
 一、小皿 七拾枚 一、台十納 壹
 一、皿 廿枚 一、丁ちん 壹
 一、煙草盆 三 一、夜具
 一、火鉢 四 一、枕 貳〔27才〕
 一、手水たらい 三 一、手灯 貳
 一、屏風 一、幕 五枚

右之通相渡内米之義者御着日ニ可相渡、但御人数并ニ手付其外御人足迄晚
と朝ニ而六合積ニ渡遣候事、夜具御着之上相渡候而茂宜候趣申付置候、

一、油屋重兵衛ら甚兵衛江も定例土産差遣具候様申出、差進候〔27ウ〕土産物之
座江記置候ニ付品略之、

一、堀様并河津様御宿札店ら送越、堀様御分留置候而、河津様御分者丁御印
方江相渡候、

一、店ら送品宰領甚助ニ御幕四張、在方御掛行届物箇壹相庭書相達、左之通、

相庭書覚

- 一、越後玄米 四斗八升入直段七匁三分 (28ウ)
- 一、越後白米 四斗八升入直段七匁八分
- 一、津軽玄米 四斗八升入直段七匁七分
- 一、同 白米 四斗八升入直段七匁六分
- 一、秋田玄米 四斗八升入直段七匁五分
- 一、同 白米 四斗八升入直段七匁四分
- 一、同玄餅米 四斗八升入直段七匁三分
- 一、同白餅米 四斗八升入直段八匁 (28ウ)
- 一、大豆 四斗八升入直段四匁五分
- 一、小豆 四斗八升入直段六匁
- 一、小麦 四斗八升入直段五匁
- 一、大麦 四斗八升入直段五匁
- 一、大坂酒 四斗八升入直段四匁五分
- 一、越後酒 式斗八升入直段七匁
- 一、大山酒 式斗八升入直段六匁八分
- 一、味噌 六匁文ニ付 (29ウ)
- 一、醬油壹斗入 壹貫五百文
- 一、塩三斗入 通用壹兩四貫三百廿文ニ付拾貳表
- 一、半紙壹匁ニ付 壹表代三百六拾文

一、白砂糖壹斤ニ付 直段三百五拾文

一、玉砂糖壹斤ニ付 直段百七拾文

一、白〆油壹升ニ付 直段八百文

一、種油壹升ニ付 直段六百文

一、真綿貳百目ニ付 直段七匁

一、木綿わた 百匁ニ付貳貫百文 (29ウ)

一、金引苧 貳貫五百文

一、鮭塩引 通用壹兩四貫三百廿文ニ付

一、両替 拾七本壹本代貳百五十四文

右之通當時相庭ニ御座候間奉書上候、以上、

嘉永七年 閏

十月十七日

町 御役所 (30ウ)

右相庭書丁御印御旅館并村役中江相廻候、

十月廿日、下り気曇、

一、脇本陣亭主役伝四郎ら手付無人ニ付、壹兩人相増呉候様願出、手人吉五郎

今昼方差遣候事、

一、名主中ら願出候二者、新井田様、飛内様箱館方御帰ニ付、御本陣御座敷貸

呉候様申出聞届候、

一、脇本陣下宿ニ而御着日と其翌日と兩日之炭薪料仕切ニ而 (30ウ) 金百疋ツ、

相渡、左之通、

脇本陣 下宿

一、金百疋 龜次郎 一、金百疋 甚兵衛

右両家江相渡、金屋元兵衛義者御本陣元方仕出ニ付、格外炭薪入用ニ可有

之、此分追而遣候趣元兵衛江申聞置候、

一、今八ツ時頃新井田玄蕃様、飛内策馬様知内村御立ニ而御着、当所ニ而御昼

被遊、御城下江御通し被成候由、御二方様御宿々間ヶ所御見分之処、脇本陣下宿斗二而者速茂無寬束〔31才〕趣被仰、追而御城下御着之上御年寄衆中被遊御遣候与被仰置候、尤源兵衛御目通仕、持参之粕底良高次江盛候而差上、猶御酒肴共差上候、

一、明廿一日平山様、吉岡様御着日二付、明朝峠之下江茶番之義喜右衛門江申付置候、吉弥罷帰半紙三束持参、

十月廿一日、下口氣〔天カ〕、昼頃方大雪雨二相成候、

一、今朝峠之下行喜右衛門二上茶少々、哥ヶ谷老本為持、〔31ウ〕羽織袴着用、

太切二相心得、御着有之候処、直二不差上、御用人様江持出、直二差上可申与御下知有之候節者可差上、若何義御尋等御座候共、私共一昨日城下表方差越不案内と申拔候様二可致、福嶋二者人なき歎、何故二参候哉と被仰候節者、春者鮭場江漁業二罷越、夏者昆布、此節鯛漁山働二付、跡女共斗

二而御取扱等相成兼候趣、村役共方願立之由、右二付私共領主方被申付参、殊二当所初而之義二而何義存知不申趣二〔32才〕相答可申段申付遣候、

一、右喜右衛門江為心得申聞遣候御答向之義、御本陣手付中者不申及、脇本陣下宿手付給仕人二至迄同様、兼而相心得居可申段申渡置候、

一、下宿今老軒相増候段二相成、手付手配為申立、太七差遣候二付、店江手付人拾人御役所江御願被下度趣申付遣候、昨日吉弥持参之半紙者障子張候二間二合不申、殊今老軒〔32ウ〕下宿増被仰付候節者又々障子張替手入二付、岩国老束、中半紙四束、鮭五本斗御遣被下度段申遣候、荒屋庄吉、古川屋伝四郎家内方無抛用事申参候趣立帰二罷越度段聞届、今日差立候、

一、峠之下行喜右衛門雨具持参無之よし、増々大にふて二相成、定而難義可有之与存、仁左衛門、徳次郎兩人二申付、雨具為持遣候、同人共暮二及罷帰申聞候二者、御二方様共御小休無〔33才〕御座よし、殊御小休漏通し二而何れも着類ぬらし参候趣二候、

一、丁御印御掛り平山様御上下九人御宿名主任吉屋達右衛門、吉岡元平様御上下三人御宿金屋善吉、右御二方様十月十九日箱館御出立、今日知内村方

当宿御着日二付、名主、年寄、亭主役之面々麻上下紋付着用二而、村外れ迄御出迎二罷出候、暮前吉岡様御馬上二而御着、平山様も六ツ半時頃は又馬上二而御着、拙家方懸り二者無之候得共、〔33ウ〕御上様御紋付高張并村高張も差出候二付、拙家高張式張、吉弥、福次兩人二為持差出候、源兵衛、雄七代り々御宿々江罷出候、於知内人足出方不都合之義共有之由二付、乍夜中当村詰人足式百人斗差立二相成候、御荷物御長持御家來衆皆着無之候、

十月廿二日、西風雪降

一、御二方様御長持届不申二付、御逗留之御積之処、朝五ツ半頃〔34才〕相達ス、昼四ツ半時頃御発駕二相成候、

一、今朝未明乗切参候而、堀様廿三日箱館御発駕御治定二而御先触今朝之内当着二可相成趣申聞、依之御本陣手配向都而可申付談置、

一、今老軒下宿可被仰候間、時宜御取斗被下度趣名主中江申談置候、
十月廿三日〔34ウ〕

一、町年寄中の方御達書、左之通、

廻章

公儀御役人様後御立、明廿三日箱館御出駕御治定之趣、只今御達二相成候間、此段相達申候、以上、

十月廿二日申中刻
丑下刻着

町年寄

吉岡村方知内村迄

亭主役衆中〔35才〕

一、昼八ツ半頃、太七、庄吉、伝四郎立帰之面々罷帰、半紙五束、柚子、さらし木綿持参いたし候、

一、追願之手付、軈知石町佐次兵衛、藤次郎兩人、手人善太郎共三人着、弓張式張、越後酒届候、

一、七ツ時頃御先触相達、左之通、

御先触 (35才)

堀織部正様

御上下五十七人

河津三郎太郎様

御上下九人

鈴木尚太郎様

御上下七人

松岡徳次郎様

御上下三人

堀井鉄次郎様

萱野弥五右衛門様

藤田幸蔵様

御上下七人 (36才)

惣人数八拾三人

右繼立当

人足三百人

馬 百疋

右者

御築城為 御見分松前表江被成御越候ニ付、明後廿三日明六ツ時箱館

表御発駕、其筋御通行被成候条、書面之人馬無滞差出、且御止宿所渡

舟等差支無之様可取斗もの也、(36才)

十月廿一日

箱館 工藤茂五郎

有川村

松前迄

右村々

名主

年寄

猶々御休泊所并公儀御精進日

左之通可被相心得候、

御休

御泊

有川村

茂辺地村 (37才)

泉沢村

知内村

一之渡

福嶋村

吉岡村

松前着

公儀御精進日

廿四日 晦日

覚

一、御用物

此馬三疋 (37才)

町奉行

田崎与兵衛

上下五人

具足人足壹人

用箱人足壹人

馬 四疋

内乗馬 壹疋

徒上目付

横井弥一

具足人足壹人

馬 貳疋 (38才)

医師

下山仙庵

上下貳人

薬箱持人足四人

馬 貳疋

高橋熊五郎

児玉和作

荒木仁太郎

畑村林平

馬四疋

右者堀織部正様松前表江〔38之〕

御城為御見分御越被成候二付、為御付添明後廿三日箱館出立、其筋致通行候条、書面之人馬無滞差出、止宿賄渡舟場等都而差支無之様可取斗もの也、

十月廿一日

一、亭主役手付手続申渡、名前左ニ記ス、

御本陣

- 亭主役 山崎屋新八
- 介添 雄七
- 同 庄吉
- 茶番御給仕 徳次郎
- 同 福次
- 御荷物扱 吉弥〔39之〕
- 同 藤次郎
- 御給仕 庄作
- 御湯殿并御洗足場共二式 佐次兵衛
- 手付 村御人足式人
- 御料理方 吉兵衛
- 手付 保次郎
- 元宿 金屋〔40才〕
- 元兵衛
- 協御本陣 亭主役 伝四郎

箱館 工藤茂五郎

有川村方

松前迄

右村々

名主〔39才〕

年寄〔39才〕

介添 半次郎

茶番給仕 兵次

同荷物方兼 吉五郎

湯掛 庄兵衛

手付村御人足 式人

元宿 龜次郎〔40之〕

多ひすや

下宿馬別当宿兼

亭主役 重兵衛

介添 藤七

茶番 喜右衛門

給仕 平次郎

御湯掛 次三郎

手付村御人足 式人

元宿 塩越屋

馬別当宿 甚兵衛

伊兵衛〔41才〕

御陸尺宿

亭主役 太七

給仕 善太郎

湯掛 仁左衛門

手付村御人足 式人

元宿 金屋

善吉

右之通役割申渡、都而御尋御座候共、廿一日一統江〔41之〕申聞候通御答可致、是非当村産業山海村家人別等二及候而者、一兩日以前二罷越、何義不案内二付、村役共江相尋候上与心得居、又御取次御洗足等之義者亭主役始

上下二不拘、他之手二不譲不爭、出逢次第御取扱可致事、勝手向者不申及、高声之応対無之物静ニいたし、何義太切ニ相心得、聊鹿略之義無之様可致段申渡候、〔42オ〕

一、陸尺御宿被仰付次第、手人太七、善太郎、仁左衛門三人申付置、入用品之取揃相渡候、

一、御料理方御献立差出、左之通、

御着日
御献立

御皿
山葵醬油
三嶋のり
大根せん
つまみ青菜
ひらめ

御小皿

たかな
みりん醬油
大根あさ漬

御汁

ミそ仕立
よね積入
皮牛房
あられせり

御坪
醬油仕立ふぎの花
まふし玉子
きくらげせん
花麩

御膳〔42ウ〕

二之御膳

本味

御平
つまか柚
くしらしんぢよ
椎たけもつこかた
青菜

御引肴

鮭かまくら漬
玉子

御引肴

長いも
かまほこ

御引肴

葉付小蕪
玉子せん
すつくり

朝

御皿
寒塩引
あぢやな漬
角麩
からしもみ

御汁

ミそ
せん大根
火取肴

御坪
そいとりみ
打のり
せり

御膳〔43オ〕

御猪口
甘露梅
紅しようが

御小皿
沢庵漬

御平
わさひさしこ
泡雪豆腐
ごまあん
御引肴
蛸おくら煮
御引肴
なしあいもの

右之通料理場并銘々詰所江致張出候、
十月廿四日、夜前雪降、

一、今朝藤林様御見分之上、御陸尺宿金屋善吉江被仰〔43ウ〕付候、依之早々太七外式人差遣、定式通金百疋炭薪料太七へ相渡、御座敷沓問者御頭役、別間二可有之火鉢煙草盆構置、余者入込二可有之、何義叮嚀ニ可致申付候事、

一、御膳米相渡、尤御人数亭主手付共晩朝二而六合当、

一、御本陣 沓斗五升 外二六升ごもく用

一、脇本陣 沓斗四升

一、下宿 沓斗六升

一、御陸尺宿 七升〔44オ〕

一、太七始外式人今夜喰ち金屋善吉方二而賄付候事、

一、在方掛り方明日茂又候峠之下御茶番可差遣申達二付中屋徳四郎江申付、尤今度者上下着用之趣二印ちも兩人差遣候積、弁当持参未明出立申付、猶先前申聞候通心得向等猶又申聞候、
十月廿五日、西風快晴

一、中屋徳四郎峠之下行出立二付、御茶、御茶碗、腰高茶相渡候、〔44ウ〕

一、今日弥御着日二付、御本陣御玄関前御紋付御幕為張、家内見付不宜処者料理場台所悉幕打廻し、往来之時宜二絞付、御座敷々々二者金屏風隅折、床之間二者狩野永叔之墨画之掛物式幅掛ル此掛物者吉岡村沖之口
地所名代ニ而差上候節拝領之由、床上面為御朱印台春慶之三方置、腋棚二者御刀掛、腋棚前江緋毛氈二ツ折二敷、御火鉢御煙草盆、風呂場両便所之結構及御用人御給人御小姓御足輕衆之御居間ニ至迄御身分上下之無差別金〔45オ〕屏風唐銅之火鉢、溜塗之揃たはこ盆、御盆二茶台、茶碗、釜式ニ至迄相備、御菓子者夫々盛上台子棚江

上置、御湯者亭主役居間之爐ニ未明方たぎらせ、外面盛砂、掃除向者村方之持ニ而大勢之御人足暫時ニ出来御役所方御廻ニ相成候、堀織部正様御宿札玄関東之方江土くれ、幅式尺五寸四方、高サ壹尺五寸斗ニ積重、右四方廻り地竹ニ而もかりを為結御宿札為建候、御玄関外左右江灯笼台置之、
〔45ウ〕

一、八ツ過頃当村方方一之渡江差遣置候遠見之早馬罷帰候趣名主中方申達ニ有之、夫方御本陣亭主役源兵衛、福嶋村御宿亭主新八之名札を以村外れ迄為御出迎罷出候、御旅館御挨拶御掛掛崎右平太様御上下四人、名主年寄外四家之亭主役木戸外迄御出迎、下宿脇御本陣陸尺宿亭主役者御本陣ニ為詰置、亭主役介添庄吉、亭主役同様紋付之麻上下ニ而股立、草鞋也、外ニ〔46オ〕子共、官人都合三人罷越候ニ付而茂、御火鉢々之炭繼、御茶御湯之義呉々申入、跡ニ者雄七ニ手配申付置候、

一、堀様御幕御宿札持参之方被参、御玄関ニ懸、御紋付之御幕取除候而、御玄関外江者五郎丸之三亀甲之御紋付御幕張、御玄関内江者紫ちりめん同御紋之御幕張候事、夫方追々ニ御長持御荷物等届候得共、本陣台所江差置、追而御着之上伺候上取片付可申奉存候内、最早木戸外ニ而〔46ウ〕御供揃与注進有之、続而御給人様御老人御駕籠ニ而御着有之、雄七御安着恐悦申、畢而風呂場両使所御案内仕、御給仕向相伺候処、御小性御給人様御扱之趣被仰候、

一、下宿方御厩遠離ニ付近辺江宿申付呉候様別当中被申候ニ付、村役中江申談、急ニ別当三人之宿伊兵衛方江申付、此扱者下宿持ニ而平次郎差遣候趣重兵衛申立候、

一、殿様御安着否御菓子御茶御小性衆迄差上、夫方御次〔47オ〕御問毎同様之事、夫方源兵衛も洗足之上御用人様并御小性御給人様御問江為伺罷出、福嶋村御宿亭主新八之名札を以今日者

殿様奉御始益御機嫌克被為遊御安着恐悦至極之御儀奉存候、無調法成住居御窮屈之段奉恐入候、殊不行届之義御免被成下置乍恐

御前可然様奉願上候与申上候、〔47ウ〕

一、御次御用人様御始御足輕衆迄明日者御城下入ニ付、村之髪結呼上暫時御間合有之ニ付、湯殿見分之処御湯漉、蓋付湯桶、小桶等備有之、御鵜飼水、塩迄も御盆ニ載セ湯殿瀬江上置、先御上様御風呂御案内申上、御加減可然様御小性中様江申上候、夫方御次御風呂御案内申上候、依之御湯江御出之度毎湯水鵜飼等迄佐次兵衛江申付置候、

一、暮六ツ時頃迄ニ御湯も太抵被為済候ニ付、御膳奉差上候而も〔48オ〕宜候哉奉伺候処、支度可致、尚御献立書上候様被仰聞、書写隙取候ニ付、料理場江張置候献立入御覽直ニ御下ケニ相成、御次之衆御酒者土瓶ニ入、殊之外被召上候、献立御覽済、続而御膳差上候、春慶木地塗之御膳ニ黒いつかけ之御椀広八丈鳴之御膳懸を覆、御小性中迄雄七庄吉兩人ニ而持出、宜奉願候段申上候、然処式合斗入候器物江極熱爛ニ致可差上被仰付、早速差出、源兵衛甚鹿抹ニ而〔48ウ〕奉恐入候段問ケ所御挨拶申上候事、

一、御長持四棹之内御日用御長持者、御給人様之間ニ差置、老棹亀次郎庭江差置、其外御荷物数ニ付本陣之裏手雜蔵江御長持式棹御用人様御給人様御駕籠合羽籠竹馬等何れも入置、村人足夜番為致、猶右掛藤次郎申付、為見廻候事、本陣台所御荷物積重有之、旁太切之義故一回不寝ニ罷在候事、
〔49オ〕

一、御用人様方御召ニ而源兵衛罷出候処、御目録金百疋被下置、御請書御帳面御下ケ、御請書左ニ、

一、金百疋
覚

右者当福嶋村御止宿為御祝義被仰付難有奉頂戴候、已上、

十月廿五日
福嶋村御宿
亭主
新八印

猶又別紙之通御請書可差上旨被仰付、左ニ、〔49ウ〕

一、合羽籠	貳荷	一、挑灯笼	壹荷	一、白 \times 壺升入	壹樽	一、紅せうか	貳升
一、引戸駕籠	貳挺	一、陸尺着替	貳人持	一、ミりん壺斗入	壹樽	一、醬油	三升
一、竹馬	三荷	一、供鎗持着替	三人持	一、土瓶中小	廿	一、竹柄杓	拾本
一、乗駕籠	六挺	一、拵物	壹人持	一、爛德利	廿三本	一、七りん	十壺
一、御用人籠	四本	一、四ツ平夜具	拾箇	一、緒立下駄	四足	一、竹箒	四本
\times (53才)				一、中ぬき草り	六足	一、かんでん	三拾本
御座敷		御座敷	金屋	一、三ツ組かすり	四組	一、木くらげ	百拾匁
一、殿様御一方	御本陣	一、棒頭式人	善吉	一、草鞋	八十三足	一、胡麻	貳升
表六丁敷		追込		一、ミそ	四貫三百目	一、くるミ壺升入	貳袋 (55才)
一、御用人様四人	同	一、陸尺八人	同	一、干瓢	百四十目	一、楊枝	五袋
御次之間				一、中半紙	七束六丁	一、奉書	三十五枚
一、御給人御小性五人	同			一、次半紙	六束八丁	一、仕切紙	貳拾枚
二階				一、白木綿	六反五寸	一、美濃綿 (感)	壹帖
一、御用人様方御供	同	一、御手廻り十六人	下宿 甚兵衛	一、鯉節	七十五本	一、半切	十式本
\times				一、晒木綿	壹尺貳寸	一、かほら骨	貳わ
上座敷				一、大板付	三百	一、三嶋のり	三わ
一、御徒士五人	脇本陣	一、御馬別当三人	伊兵衛	一、小板付	四百本	一、墨	七丁
追込				一、折釘	十五本	一、筆	十六本
一、御足輕衆八人	同			一、杉箸	五袋	一、けし	壹合 (55才)
\times (53才)				一、葛	壹合	一、金米糖	五斤
一、昨夜御陸尺宿亭主役太七申聞候二者、知内村ニ而御陸尺江菓子料差出候ニ付、当方ニ而茂式百疋も差出不申候而者相成間敷申之二付、聊成義二者候得共在方御掛江伺候上此方 \times 遣可申、何れ致承知候趣太七江申向、夫 \times 在方御掛土屋久右衛門様江雄七罷出、右之訊申上候処、聊之義無事ニ相成候ハ、差遣可然御申候付、銀包ニ致、水引掛御菓子料と斗書候而乍夜中為持遣候処、差戻候ニ付其俣ニ致置候処、今朝御立之節又々 (54才) 善太郎取ニ参遣候事、				一、岐阜粉	廿五	一、ねりかん	五本
一、今朝無滞御発駕御見立相濟、帰宿之上洗足致、上下之俣蛸崎右平太様在方御掛并村役中脇本陣下宿々江挨拶ニ罷出、丁御印方新谷要右衛門殿江茂罷出候、猶村役中御宿々亭主役悦ニ罷越候事、				一、阿波粉	拾玉	一、らうそく	貳貫目
一、今晚為跡祝料理人江相談之上残品ニ而跡引之義亭主役手付村役中江一献可差進手配為致候、 (54才)				一、菓子箒	十四本	一、太白壺斤入	壹曲
一、工藤庄兵衛当夏残物并追送品請方控、左二、				一、草り	貳百疋	一、同 貳斤入	壹坪
				一、延命酒式斗入	壹樽	一、しそ巻梅	壹曲
				一、キ印式斗入	壹樽	一、葛箱入	四箱
				一、越後酒同	壹樽	一、同壺升入	壹袋

- 一、同家諸道具
- 一、御刀懸 壺 一、切溜 六組之内
 - 一、掛燭 十五丁 一、麩焼鍋 三
 - 一、塗燭台 拾丁 一、池田すみ入 箱壺
 - 一、真溜 式 一、台十能 六(56才)
 - 一、真切 十 一、裏漉 式
 - 一、料理道具 壺箱 一、枕 十
 - 一、傘 拾本 一、火箸 壺箱
 - 一、紋付腰高茶台 壺対 一、十三前入
- 御上分
- 一、木具膳式入 壺箱
- 近(57才)
- 一、近日福嶋村引払二付御上方御下ヶ品預書名主中江差出、左之通、
- 覚
- 一、御宿札 壺枚
 - 一、連懸大式 四通
 - 一、松たらい 式
 - 一、蓋付手水たらい 壺(57才)
 - 一、蓋付手桶 壺
 - 一、小桶 式
- 一、下駄 拾足 一、寒塩引 四本
- 一、同緒 拾足 一、焼塩 五
- 一、せうふ 五拾文代 一、白米三三入 式表(56才)
- 一、角麩 百 一、薄へり 廿四枚
- 一、杵麩 七十 一、鱈 壺束
- 一、かすへ 十懸 一、昆布 壺拵
- 一、松手水たらい 七
- 一、杉同 五
- 一、水越 式
- 一、手灯 十五
- 右之通寅十月相改、○印蔵江御預申候、以上、(58才)
- 寅十月 山崎屋
- 福嶋村 新八
- 御名主中様
- 十月廿七日
- 一、昨夜暮六ツ時吉岡村御出役御用之義有之候二付重立亭主役之者老人差越可申段申参候得共、跡引二而可差遣人茂、無抛源兵衛、福次召連、六ツ半時頃出立、(58才)太体四ツ半過頃吉岡江着之処、斉藤帯刀様江御目通二而御披御尋二付、何義無滞相济候段奉申上、態呼寄候義者若風筋二寄御落船之程も難斗、依之於当村夜具借上申付候得共無之ニ付、福嶋二而者御夜具等如何取斗候而事足候哉御尋二付、三拾通丈村二而借上出来候由、工藤庄兵衛申繼二有之、余者亭主役并手付共銘々夜具持参為致、是二而間二合候趣申上候処、右借上ニ出来間敷哉(59才)御尋二付今日御不用ニ相成候馬有之、大半送越二付、残之分も有之間敷、然節者村夜具借候事出来不申哉被仰二付、是者在方御掛様江(57才)も被仰付候歟、又者当御亭主役之面々御申入方可然段申上、御用济ニ相成、九ツ過頃吉岡出立、八ツ時頃福嶋江致帰村候、
- 一、町年寄衆方御用状を以 公儀御役人様廿六日御安着二付、何れも早々引取可申段知内村迄順達相廻候様申参差立候、(59才)
- 一、亭主役手付并御宿家内人足扶持方書上、左二、
- 覚
- 一、百三拾式賄 金屋
 - 但 手人 元兵衛賄
 - 手人 勇七 太七 吉五郎
 - 手人
- 右十月十四日昼方同廿九日朝迄

一、貳百廿八賄
右同人
壹人前四十四賄、壹賄七合五勺ツ、

但 唐津内町 同町 藤七
庄吉 德四郎 湯殿浪町
生府 同 喜右衛門 吉兵衛
伝四郎

右十月十五日夕方同廿八日朝迄

右十月十五日夕方同廿八日朝迄

一、貳百六拾六賄
金屋 元兵衛賄

但 山崎屋源兵衛 福次 吉弥 新蔵

半次郎 兵次 庄兵衛

右十月十六日夕方同廿九日朝迄

右十月十六日夕方同廿九日朝迄

一、百七拾五賄
右同人

但 重兵衛 次三郎 平次郎 仁左衛門 保次郎

右十月十七日夕方同廿八日朝迄

右十月十七日夕方同廿八日朝迄

一、四拾貳賄
右同人

但 佐次兵衛 藤次郎 善太郎

十月廿三日夕方同廿八日朝迄

十月廿三日夕方同廿八日朝迄

一、八拾壹賄
金屋 元兵衛

但 御人足九人、内男五人 内女四人

十月廿四日朝方同廿六日夕迄

十月廿四日朝方同廿六日夕迄

脇本陣
一、四拾五賄
蛇子屋 龜次郎

但 御人足五人、内男三人 内女二人

右同断 (61才)

一、五拾四賄
塩越屋 甚兵衛

但 御人足六人、内男三人 内女三人

十月廿四日朝方廿六日夕迄

十月廿四日朝方廿六日夕迄

御陸尺宿
一、七拾貳賄
金屋 善吉

但 御人足八人、内男五人 内女三人

右同断

御馬御仲間宿
一、三拾賄
伊兵衛

但 御人足五人 男三人 女三人

十月廿五日朝方同廿六日夕迄

十月廿五日朝方同廿六日夕迄

賄高合千百廿五賄

内 七合五勺賄 八百四拾三賄

五合扶持 貳百八拾貳賄

右者福嶋村堀様御旅館付亭主役手付并御宿付御人足扶持共書面之通御

坐候、以上、

寅十月 山崎屋 新八

福嶋村 御名主中様 (62才)

御名主中様 (62才)

右之通不残元兵衛賄二書上、右之内方脇本陣下宿々賄渡方相認、名主

中江差出、左二、

脇本陣
一、九拾六賄
山崎屋 龜次郎

但 伝四郎 半次郎 庄兵衛 兵次

右十月十八日昼方同廿六日朝迄

右十月十八日昼方同廿六日朝迄

一、貳拾壹賄
右同人

但 吉五郎壹人

右十月十九日昼方廿六日朝迄

一、下宿 一賄七合五勺〔62ウ〕
 一、拾貳賄 六右衛門

但 重兵衛 次三郎 平次郎 藤七
 十月十八日夕方十九日昼迄忝人三賄ツ、
 一賄七合五勺

移替下宿 塩越屋
 一、百四賄 甚兵衛

但 右四人

十月十九日夕方同廿七日朝迄
 忝人廿六賄ツ、一賄七合五勺

一、拾貳賄 右同人

但 喜右衛門忝人

十月廿三日昼方廿七日朝迄

一賄七合五勺〔63オ〕

御躰尺宿 金屋
 一、貳拾四賄 善吉

但 多七 善太郎 仁左衛門

十月廿四日夕方同廿七日朝迄

忝人前八賄ツ、一賄七合五勺

合 貳百六拾九賄

右者堀様御旅館付下宿々亭主役手付迄賄方銘々江御渡可被下候、以
 上、

寅十月 山崎屋
 金屋 新八
 元兵衛様〔63ウ〕

一、堀様御旅館并下宿々村御人足高、左二、
 寛

一、御人足三十八人、内男十五人
 脇本陣 元兵衛
 一、同 拾五人、内男五人
 龜次郎

一、同 四人、内男貳人 下宿 六右衛門
 一、同 三拾人、内男十七人 移替下宿 塩越屋 甚兵衛

一、同 九人、内男五人 陸尺宿 善吉〔64オ〕
 女四人 金屋

右者堀様御旅館付二而御人足高如此御座候、以上、

寅十月 山崎屋
 福嶋村 新八
 御名主中様

一、于御印御旅館付亭主役手付共迄福嶋村江落付、金屋元兵衛方二而相賄候
 書上、

寛〔64ウ〕

一、三拾六賄 金屋元兵衛賄

但 要右衛門 末吉 又七 伝三郎

十月十四日夕方同十五日朝迄貳賄ツ、

惣八 岩之丈 松右衛門 惣吉

清兵衛 伝吉 三郎右衛門 平藏

十月十五日夕方迄翌朝と貳賄ツ、

武兵衛 三次郎 弥兵衛 貞藏

和吉 久兵衛 次郎兵衛

十月十六日夕方十七日朝迄貳賄ツ、

一賄七合五勺〔65オ〕

右之通要右衛門始手付迄賄高書面之通御座候、以上、
 寅十月 山崎屋
 福嶋 新八
 御名主中様

一、〇印付置候分者、御城下帰着之上可差上事、

一、亭主役手付中引取之儀申渡候、(65ウ)
十月廿八日

一、昨日店江申遣候金三兩態仁左衛門持參差越候、
一、今日宿并下宿々茶代祝義差遣候、左二、

覚

- 一、金壹兩
- 一、金貳歩
- 一、金貳分貳朱

◎印茶代
炭薪料
御袋さま
兄様
姉さま
百太郎様
おのしさま

- 一、金貳朱
- 一、金貳朱
- 一、金貳朱
- 一、金貳朱
- 一、金貳朱
- 一、金百疋
- 一、金百疋
- 一、金百疋
- 一、金五拾疋

右之外通付諸払等致、明日者一統引取可申、依之馬之義村役中江相頼候
事、(66ウ)

覚

- 一、米壹升五合
- 錢三百廿四文

夕朝
御上様御壹人
同御料理御仕切

一、米八斗四升

錢拾壹貫貳百文

△米八斗五升五合

錢拾壹貫五百廿四文(67オ)

右者於福嶋村堀織部正様御止宿二付御賄奉書上候、已上、
寅十一月十三日

御役所

山崎屋
新八
源兵衛

右之通書上候処、外々振合之通堀様外、御徒土目付様、御小人目付様分共
付込書上、銘々二而丁(67ウ)時宜二取斗候様被仰付、書替差上候書上、左
二、

覚

- 一、米六升七合五勺
- 錢三貫文
- 一、米壹石四斗五升五合
- 錢拾九貫四百文
- △米壹石五斗貳升貳合五勺
- 錢貳拾貳貫四百文

御役所(68ウ)

夕朝
御上様御九人
同御料理代御仕切
御供方九十七人
夕朝
同御料理代御仕切(68オ)

山崎屋
新八
源兵衛
福嶋屋
新右衛門

◎半丁白紙(69オ)

◎半丁白紙(69ウ)

◎半丁白紙〔70才〕

◎半丁白紙〔70才〕

史料解題

〔D41〕蝦夷地勤番心得向拾五ヶ条

松前藩が蝦夷地の各地に配置した藩士（勤番）に達した心得書の写しである。松前藩は文政四年（一八二二）の復領以降、異国船警備と行政監督を目的として東蝦夷地九か所（ヤマクシナイ、エトモ、ユウフツ、シヤマニ、クスリ、アツケシ、子モロ、クナシリ、エトロフ）、西蝦夷地二か所（イシカリ、ソウヤ）、北蝦夷地一か所（クシュンコタン）の計十二か所に勤番所を設置し、「勤番」と呼ばれる藩士を配置した。本資料は、この勤番に対する十五の注意事項を列挙したものである。

本資料は縦帳二冊が合綴されている。一冊目は末尾に「文久四甲子年正月写」とあることから、文久四年（一八六四）正月に書写されたものである。二冊目には書写年代の記載がない。一冊目・二冊目ともに本文中に「蝦夷人」との表記が見られることから、安政三年（一八五六）以降に「土人」へ改称される以前、すなわち安政二年（一八五五）以前の松前藩復領期に作成された心得書を底本として書写したものと考えられる。通常、安政三年以後に作成された公的文書は、「土人」表記を使用するはずだが、一冊目は文久四年書写ながら「蝦夷人」を用いている。これは、外部への提出を想定せず、林家内用の参照・備忘用として写したからと考えられる。なお、二冊の内容は細かい言い回しの相違を除けば、同一である。

内容は十五ヶ条からなる。各条の内容の詳細は「表2」に整理したとおりである。十五ヶ条は、異国船警備に関する事項（第二く五条、第十五条）、場所経営実務に関する事項（第八く十條、第十二く十四條）、勤番の行動規範（第一条、第六条、第七条、第十一条）に大別することができる。

本資料の底本の作成年代を推定する手がかりとして、いくつかの条文に注目できる。第一条に「去年中者異国船度々東蝦夷地江相見」、第二条に「去年中エトモニおゐて三関勇蔵打払候様取斗」、第八条に「当年方隔年参府ニ候間」

表2 「蝦夷地勤番心得向拾五ヶ条」の内容(摘要)

条番	摘要	事項
第1条	前年の異国船対応で継立馬が不足し困ったため、当年はなるべく馬を使用せず、家来小者等の日々の乗馬を控えること	行動規範
第2条	異国船が見えたら打ち払うこと。異国人が上陸した際は打ち払い、前年エトモで三関勇蔵が行った打ち払いの事例に倣うこと	異国船警備
第3条	異国船来航を常に想定し、支配人・アイヌ等を異国船に近寄せせず、異国人からの口上・書付等も一切受け取らないこと	異国船警備
第4条	夜間は特に用心し、武器などを奪われないよう管理を徹底すること	異国船警備
第5条	何事も包み隠さずありのまま報告すること。書状は直接江戸へ差し出すため、文柄に心を用い、わかりやすい表現で書くこと	異国船警備
第6条	稽古と称して無駄に玉葉を消費しないこと。山野へ出て鳥獣を打つ場合は自分の玉葉を使用すること	行動規範
第7条	雇入れの家来小者は非常時に恐怖して逃亡する可能性があるため、最初の段階からよくよく申し諭すこと。恐怖の様子が現れた場合は打合(戦闘)の場所へ連れて行かないこと	行動規範
第8条	今年から隔年参府となったためワシ羽、クマ胆、玉などの軽物の調達を専一とし、抜荷などがないように厳重に取り締まること。もし不正品が出回った時は勤番の責任として処分されると心得ること	場所経営
第9条	継立馬の冬飼を丈夫にして死馬を出さないようにし、懐胎の牝馬は運上家近辺の柵内で出産させて子馬が犬に喰い殺されないようにすること	場所経営
第10条	蝦夷地のアイヌ人口が減少しているため、小児養育方に配慮してアイヌ人口増加を図り、米・酒・タバコ等による撫育を徹底すること。不介抱の場所があれば申し立てること	場所経営
第11条	蝦夷地通行時の宿や小休所での酒肴・餅菓子等の接待を禁止するので、宿から弁当を持参すること	行動規範
第12条	備米の貸付について、場所への下し米が不着の際は備米高の2割まで勤番限りで貸付可能とし、それ以外は場所下し米が到着した後に員数を改めて積替えること。飢饉などの場合は例外的に貸付を行うこと	場所経営
第13条	持場の里数・小名・入津地・山名・川筋等を帳面に取調べ、地図(1里2寸程度)も作成して提出すること。支配人任せにせず、自ら見分または手附の者を派遣して作成すること。今井八九郎が行う図取は別の用向きである	場所経営
第14条	クマ胆・サンタン切・十徳・ワシ羽(粕尾・薄氷)等について支配人任せにせず、勤番自ら吟味して抜荷がないようにすること	場所経営
第15条	場所へ荷物積取に来る船から海上での異国船遭遇の有無を尋ね、口書を取る。口書に相違がないよう慎重に取り調べ、ありのまま報告すること	異国船警備

「去年中者既ニ青玉等町中抜品有之」といった時間的表現が見られる。このうち、第二条の三関勇蔵はエトモ詰の勤番藩士で、天保二年(一八三二)に噴火湾に出現した異国船の乗組員と銃撃戦を行っていたことが知られる(田端二〇一一・三七四)。また、第十三条には「今井八九郎申付遣し候図取」との記述があり、今井八九郎は松前藩士で地図作成を専門に命じられ、文政末年から天保年間にかけて蝦夷地の測量調査を行った人物であることが知られている(佐々木一九八四)。これらの記述から、本資料の底本は天保期に作成されたものと推定できる。

松前藩の蝦夷地勤番心得向については、『松前町史 通説編・第一巻下』において改正前と改正後の二種類が翻刻・紹介されている(松前町一九八八・四八三―四九二)。天保二年(一八三二)八月、アッケシ・ウラヤコタンにイギリス船(オーストラリアの捕鯨船)が来航し、乗組員が上陸して銃撃する事

件が発生した。この事件を受けて、松前藩は翌天保三年(一八三二)に従来の勤番心得を十五ヶ条に厳選し、異国船警備体制を強化する改正を行った。以上から本資料は、この改正後の心得向の写しと比定できる。

本資料と類似の写本は、前掲『松前町史』が翻刻掲載した松前町・武田氏所蔵本のほか、北海道大学附属図書館所蔵の奥平家文書、函館市中央図書館所蔵の木村源吾文書中ほかにも見られ、勤番心得として藩士層に広く写し伝えられていたことが窺える。本資料が収められる林梅家資料は、場所請負人・支配人の家に伝来した文書群である。松前藩家臣の家に伝来した他の写本とは異なり、なぜ場所経営に携わる家の文書群の中に勤番心得の写本が含まれているかは不明である。一冊目の書写年代である文久四年は、第二次蝦夷地直轄期にあたり、松前藩は蝦夷地経営と関わっていない時期である。この時期に場所経営に携わる家が松前藩時代の勤番心得を写した理由は判然としない。

[E36] 於福嶋村堀織部正様御取扱日記

本史料は、嘉永七年（一八五四）十月に箱館奉行堀織部正をはじめとする幕府役人一行が、完成したばかりの松前城を視察するため箱館から松前へ向かう道中、福嶋村において接待を担当したスツツ場所請負人・山崎屋新八（田付家）による日記である。接待準備（十月十〜二十四日）から実際の接待（二十五〜二十六日）、事後処理（二十七日以降）に至る一連の過程が克明に記録されている。松前藩やその下請けとなった商人層たちが担った役割の実態など、多面的な歴史情報を含む貴重な史料である。とくに物品調達や人員配置、御膳献立や座敷設営の詳細など準備段階の記録が具体的であり、幕府高官接待という一大事業に対する総力を挙げた対応ぶり、その背後にある社会システムを垣間見ることが出来る。今後、本資料を用いた諸分野の研究が進展することを期待する。ここでは以下、日付ごとに順を追って内容を簡単に紹介しておきたい。

十月十日 接待役の急遽決定

十月十日、松前藩町役所からの御用使が山崎屋を訪れた。新八不在のため代理の源兵衛が出頭したところ、箱館奉行堀織部正様一行が松前城視察のため箱館から出発するので、福嶋村での接待を担当せよとの指示であった。

この接待は本来、工藤庄兵衛と宮川増蔵の両人が担当する予定で、すでに用品を両家は送り置いていた。しかし、火災で双方が類焼したためお役免除を願って認められ、急遽山崎屋新八と福嶋屋新右衛門の両家へ白羽の矢が立ったのである。

新八本人は不在のため、源兵衛が代理で対応することになった。源兵衛は「太切御用途無覚束」と何度も申し上げたが、下代衆からと強く要請され、やむをえず引き受けることとなった。

今回来訪する幕府役人の構成が示された。堀織部正様（上下五十九人）を筆頭に、河津三郎太郎様（上下八人）、平山謙二郎様（上下九人）、鈴木尚太郎

様（上下七人）、松岡徳次郎様（上下三人）、堀井鉄次郎様、萱野弥五右衛門様（上下五人）、藤田幸蔵様、吉岡元平様（上下五人）という陣容であった。山崎屋は堀様一行五十九人、福嶋屋は「御八方様」三十七人を担当することが決まった。

また、今年夏に工藤庄兵衛が手人として依頼していた松前神明町の田中雄七を、山崎屋でも同様に依頼することとした。

十月十一日 準備開始

町役所から早速詳細な指示が届いた。膳部（食事）は「一汁二菜」で差し上げることに、すべて「先前振合」で（前例通りに）取り計らうことという内容であった。山崎屋・福嶋屋双方で段幕五張の拝借も認められた。

福嶋村の亀次郎方は下宿で玄関が不要なため、玄関の場所に張番二人を配置する必要があるのではないかと、その場合は法被や幕も追加が必要になるのではないかと下代中へ伺ったところ、「御奉行様方御揃之上御談有之」ということで回答は保留となった。

夜具について確認したところ、工藤庄兵衛が今年夏に手配した分が金屋元兵衛方に絹布夜具五通、木綿夜具三十通あり、そのまま使用可能な状態で保管されていることが判明した。

十月十三日 詳細な何書提出と人員派遣準備

山崎屋新八と福嶋屋新右衛門の連名で、役所へ六項目にわたる詳細な何書を提出した。

第一に、御膳の具体的な構成について。一汁二菜とは言うものの、工藤庄兵衛の前例では、到着日は御汁・御坪・御皿、二之膳に御平・御小皿・御猪口、そのほか引肴を小皿三枚ずつ盛り上げ、翌朝は御汁・御平・御猪口・御皿で二之膳なし、引肴は小皿二枚という内容だった。今回も同様でよいかという確認である。

第二に、御菓子について。工藤庄兵衛は御上向けに「越之雪」、御用人・御給人衆に「金米糖」を用いたが、今回は御上に「粕底良」（カステラ）、御用人・御給人衆まで金米糖、御下は「白せんへい」でよいかという伺いである。

第三に、相場書について。今年夏、工藤庄兵衛が城下亭主役から書き上げた相場書に駄送賃分として四〇五歩増しで書き上げたところ、御付添の北見様から、張江様に何わずに書き上げたと立腹されたという。今回は福嶋の相場で申し立てるか、福嶋の相場に四〇五歩増しか、あるいは出役下代様方へ伺ってから書き上げるかという、問い合わせである。

第四に、大工不足への対処。大工を連れて来られないため、連懸（幕をつなぐ道具）などを切つて鎧懸（槍を掛ける道具）にするなど、御備品を切り詰めて転用してもよいかという相談である。

第五に、賄や扶持方について。亭主役や手付給仕人への賄、福嶋村人足の扶持方を先前通りに行つてよいかの確認である。

第六に、人員管理について。御通行後、私共（山崎屋関係者）は下知があるまで引き取らないが、大勢の者で「当節柄立帰致度」と申し出る者があれば差し返してもよいかという相談である。

続いて人員派遣の準備について。福嶋村は「平生止宿之処」で夜具や家具を所持する者が相応にいるが、亭主役四十人、料理人四人ほどが必要である。しかし前回担当者たちは火災でお役御免を願っているため、「松前城下の」唐津内町、博知石、生府などから調達するしかない。そこで人揃いまでの手配として、山崎屋から手人の雄七、太七、吉五郎三人、福嶋屋代理の新屋要右衛門の手人その他五人を明日出立させることに決定した。

十月十四日 接待係先発隊の福嶋村到着と現地調査

新屋要右衛門（福嶋屋の代理）の下代六人、山崎屋の手人雄七ほか二人が松前を出立。八ツ時より順次福嶋村に到着し、全員金屋元兵衛方に宿泊した。

到着後すぐに宿名主仮役の金屋元兵衛と面会し、今回の接待役引き受けの経

緯を説明。宿泊賄や人足扶持等は今年夏の工藤庄兵衛の例に倣うことを伝えた。

家具や夜具について尋ねると、夜具については絹布を含め三十五通あるが「商買柄」のため襟掛けなどを取り替えないと使用できないという。夜着一つにどれだけ必要か尋ねると、一反では三分にも足りないとのこと、襟掛け用の木綿を提供することで借り上げを頼み込んだ。

宿割について名主中から書付が提出された。堀様本陣は金屋元兵衛、脇本陣は多ひすや亀次郎、下宿は花田や六右衛門、河津様は原田や治五右衛門、平山様は金沢屋彦次郎、吉岡様は金屋善吉、堀井様・萱野様は金屋近右衛門、松岡様・藤田様は三国屋保次郎という配分であった。

要右衛門と雄七が各宿を見分したところ、大半は障子張替が必要で、紙継ぎ作業を手付中へ申し付けた。

翌朝の土谷五郎兵衛の（松前）帰郷便で、行灯二つ、夜着の袷に使える染絞のうち十反を送るよう、また源兵衛の早急の来訪を要請する手紙を送った。

法界寺へは山崎屋・福嶋屋から金一〇〇疋、哥ヶ谷五本、さらに要右衛門、雄七からも別途土産を送った。

十月十五日 手付・料理人の到着と料理必要品の発注

七ツ時頃、手付と料理人合わせて十一人が到着した。阿部喜右衛門、古川屋伝四郎、高橋屋松右衛門、生府町平次郎、湯殿沢兵次、唐津内庄吉、橋本屋藤七、瀧音屋新蔵、中屋徳次郎、料理人の湯殿沢吉兵衛、長崎屋惣吉である。印鑑と店からの手紙も届き、十五日までに手付が三十人ほどになる見込みとのことであった。

料理人から、「料理草、干物品留」を知らせてほしいとの申し出があった。これに対し今年夏の（工藤庄兵衛の）献立内容を詳しく説明した。正式な献立については先触が到着してから（料理人が作成し）差し出すこととしたが、とりあえず必要な品を書き出すようにし（料理人から）聞いた。その結果、わざ

び二百文代、広ゆば十五枚、柚子五、青粉百文代、白髪昆布五十文代を〔松前の山崎屋〕店へ発注した。

十月十六日 出発日程の連絡と各種調整作業

名主から、平山様・吉岡様は十八日箱館発駕、堀様は二十日発駕という連絡が入った。

在方掛の館野猶四郎殿から問い合わせがあった。峠の下の小休所へ山崎屋・福嶋屋のうちから手付の者を見立てて亭主役一人を差し出すこと、茶碗、茶台、炭等の調度は村役から借り上げることという指示が役所からあり、きつとそちらへも通達があつて手配しているだろうと尋ねられた。これに対し山崎屋側は、新八が直接仰せ付けられて来たのかという確認に、出立までにそのような通達はなかったと答えた上で、必要があればどのようにでも対応し、持参品も何でも御用に供する旨を伝えた。段幕一張を小休所で使うので貸してほしいとの依頼もあり、貸し上げることとした。

〔松前藩の〕挨拶掛りの蛸崎右平太様一行四人が到着し、先前の取扱の様子を尋ねられた。今年夏の挨拶掛の桜庭様出迎えの際は、木戸内で待ち受けて名札を差し出し、着賀と朝のお立ちの際にも木戸内で名札を差し出したと申し上げた。

〔福嶋村の〕村役人に対し、お取り扱ひの際の人足提供を要請した。本陣に男二人女三人、脇本陣に男一人女二人、下宿に男一人女二人、外六軒にも同様、合計で男十人女十九人である。

暮れ頃、源兵衛ほか一人、その他手付十五人が到着した。手付のうち二人を本陣に残し、十三人を福嶋屋方へ派遣した。

十月十七日 土産配布と関係者への根回し、接待対応者全員の到着

前夜到着した源兵衛は、先例にならつて関係者への土産物配布を行った。金屋元兵衛の御内義へ金二百疋、御袋様へ鬢付二本と手拭一筋、兄様と百太郎様

へ紺足袋各一疋、のし女様へ鬢付二本と手拭一筋、御台所中へ手拭五筋。脇本陣のゑひすや亀次郎、下宿の花田六右衛門へは哥ヶ谷二本と阿波粉五、替下宿の塩越屋甚兵衛へも同様。本名主の住吉屋達右衛門と年寄の三国屋保次郎へ哥ヶ谷二本、書役へ足袋一疋と手拭一筋、小使へ岐阜卓粉三玉と手拭一筋、馬差へも同様、金屋善吉へ鬢付二本と煙草三玉を差し遣わした。

在方掛から高張について尋ねがあった。山崎屋側は、城下では高張は不用との指示があつたと申し立てた。峠の下の小休所の茶番については、村方から人足三人、茶碗・茶台等を差し出すので土瓶でお茶を差し上げるよう当日通達があれば一人差し遣わすと答えた。

店〔松前の山崎屋店〕から仁左衛門をはじめ残りの手付が印鑑を持参して到着した。注文品と宿札も届いた。内訳は、太白せん二十斤入一箱、風呂敷包の粕底羅・太白一斤・焼附一揃、宿札七枚・へり布半反・表御座二反一揃、着替十一箇、越後酒二斗入三樽、その他であった。

源兵衛は着届として、脇本陣の亀次郎、下宿の花田六右衛門、在方掛・挨拶掛の蛸崎右平太様、村役の三国屋保次郎、法界寺へ挨拶回りを行った。万一差し支える品物等がある場合は協力を願いたいと、すべての関係者に頼み合いをして回った。

翌朝、法界寺和尚が松前城下へ出発することになったため、必要品を書き出して依頼した。山崎屋・福嶋屋の両家分として生姜一升五合、柚子十、麦粉二升、青粉百文代、白髪昆布二百文代、わさび二百文代、百合三十、椎茸一斤〔福嶋屋分〕、三島海苔九枚、長芋一箱、小皿百枚、段幕四張〔福嶋屋分〕、高張二張、喜撰半斤などである。

亭主役・手付が全員到着したことを受け、着賀として餅一斗五升を搗いて振る舞った。

十月十八日 役割分担の決定と準備作業の進行

十八日早朝、接待組織の役割分担が鬮取によって決定された。御本陣の亭主

役は山崎屋新八、脇御本陣は古川屋伝四郎、下宿は油屋重兵衛がそれぞれ担当することとなった。

山崎屋が担当する御本陣には、雄七・太七・福次の手人三名、荒屋庄吉、阿部屋喜右衛門、中屋徳次郎、手人仁左衛門、子供新蔵、料理人吉兵衛が配置された。宿は金屋元兵衛方を借り上げた。脇御本陣はゑひすや亀次郎方を借り上げ、伝四郎以下、半次郎、庄兵衛、兵次の四名が十八日昼から亀次郎方で賄いを受けた。下宿は花田屋六右衛門方を借り上げ、油屋重兵衛以下、次三郎、平次郎、藤七の四名が十八日昼から六右衛門方で賄いを受けた。

この日から三宿の障子張替作業を開始した。

名主から連絡があり、平山謙次郎様・吉岡元平様の箱館出立が当初予定の十八日から十七日に変更されたことが、吉岡出役の土屋久右衛門からの通達として伝えられた。

松前から送られた越後酒三樽のうち二樽を福嶋屋方へ渡した。

小谷石へ注文していた魚類が届いた。そい五本結二丸、あぶらめ六本結一丸を含め、六本拵三丸、七本拵四丸を受け取り、料理人へ渡した。代金は後日支払うこととした。

翌十九日の平山・吉岡様の到着に備え、峠の下へ阿部屋喜右衛門を茶番として派遣することとし、土瓶三つを村役中へ渡した。喜右衛門用の移動用の馬一匹についても在方掛へ手配依頼を行った。

十月十九日 宿割変更と物資配布の最終調整

朝、箱館奉行工藤茂五郎からの先触が到着し、平山様・吉岡様が十九日に箱館を出立するとの知らせがあった。

同日、「松前藩士」藤林重次様による旅館見分が行われた。その結果、下宿に予定されていた花田六右衛門方が遠方であることから、塩越屋甚兵衛方への変更が指示された。ただし甚兵衛方には夜具や家具がない状態であったため、これらの借り上げを名主中へ伝えた。

襟掛け木綿の配布が行われた。当初の一反につき三通ではなく、十通分に二反という計算で配布することにした。金屋元兵衛へ三十通分として四反、ゑひすや亀次郎へ十通分として二反、花田六右衛門へ同じく十通分として二反を渡した。

臨時掛から御用状とともに関札棒五本が届けられた。吉岡村(昼)、福嶋村(泊)、一之渡村(休)、知内村(泊)に各一本、痛み用意として一本という配分であった。ただし作事方が作成した関札の切懸(札を入れる枠)の寸法が合わなかったため、各村で作り直すよう指示があった。山崎屋は順達御用状に添書を付して知内村への回送を依頼した。

関札や相場書がまだ届いていなかったため、内用と旅館急備入用品の調達のため、吉弥を松前へ送り返すこととし、中半紙三束を持たせた。

下宿亭主役の油屋重兵衛、次三郎、平次郎、藤七の四名は、十九日昼まで六右衛門方で賄いを受け、晩から甚兵衛方へ移ることとなった。重兵衛には障子張替のほか、風呂場・便所の手配も任された。

名主中へ本陣・脇本陣・下宿で使用する借上品や入用品などの書上を提出し、物品調達の手配を行った。借上品は金屋元兵衛から提供されることとなった。

脇本陣と下宿の亭主役を呼び出し、入用諸品を配布した。半紙、箸、楊枝、手拭、墨筆といった文房具類、下駄、草履、草鞋などの履物、醤油、味噌、みりん、鰯節などの調味料、さらに家具や燭台類に至るまで、接待に必要な物品を手渡した。米については到着日に渡すこととした。

重兵衛から、下宿が甚兵衛方に変更となったため、甚兵衛へも定例の土産を差し遣わしたいとの申し出があり、これを認めた。

堀様と河津様の宿札が店から送られてきた。堀様分は留め置き、河津様分は福嶋屋方へ渡した。

店からは宰領甚助により御幕四張のほか、在方御掛への届物として相場書も届けられた。相場書は福嶋屋の旅館や村役中へも回付した。

十月二十日 松前藩重臣の立ち寄りと準備の最終段階

脇本陣の亭主役伝四郎から、手付が足りないため一、二人増員してほしいとの要請があり、手人吉五郎を昼から派遣することとした。

名主から、「〔松前藩重臣の〕新井田様と飛内様が箱館から帰る途中で御本陣の座敷を貸してほしいとの申し出があり、これを聞き届けた。

脇本陣と下宿に対し、御着日とその翌日の二日分の炭薪料として、亀次郎、甚兵衛へ金百疋ずつを渡した。「本陣の」金屋元兵衛については、格外に炭薪が必要になるだろうから追って渡すと伝えた。

八ツ時頃、新井田玄蕃様と飛内策馬様が知内村を出立して到着した。二人は福嶋村で昼食を取り、城下へ向かうこととなった。二人は「幕吏を接待予定の」宿を視察したが、脇本陣と下宿だけでは不十分と判断し、城下到着後に年寄衆を派遣すると述べて出発した。二人には源兵衛が面会し、カステラや酒肴を差し上げた。

翌二十一日は平山様・吉岡様の到着日となるため、峠の下への茶番として喜右衛門を派遣することを命じた。

吉弥が戻り、半紙三束を持参した。

十月二十一日 最初の幕府役人到着と緊急対応

朝、峠の下への茶番として喜右衛門を派遣した。上茶少々と哥ヶ谷一本を持たせ、羽織袴着用とした。喜右衛門へは、幕吏への対応につき、次のように細かく指示をした。茶は直接差し上げるのではなく御用人様のところへまず持つて行き、下知があつてから差し上げること。何か尋ねられたら「私たちは一昨日松前から来たのでわかりません」と答えること。「福嶋には人がいないのか、なぜ〔そなたが〕来たのか〔福嶋の者は来ないのか〕」と聞かれたら、春は鮭場、夏は昆布、今は鯛漁・山働きで、残りは女性ばかりのため、村役が願ひ出て、私たちは領主からの指示により派遣されたので、当所〔福嶋〕は初めて何も存じていないと答えることなど、対応問答を細かく指示した。

下宿を一軒増やすことになり、手付の手配のため太七を派遣した。店〔松前の山崎屋店〕へは手付十人の派遣を役所へ願ひ出ること、岩国一束、中半紙四束、鮭五本ほどの送付を依頼した。荒屋庄吉と古川屋伝四郎から家内の用事で帰りたいとの申し出があり、これを許可して出立させた。

峠の下へ行った喜右衛門は雨具を持参していなかった。大雨となったため、仁左衛門と徳次郎に雨具を持たせて派遣した。暮れに戻った喜右衛門の報告によれば、「幕吏」お二人とも小休なしで通過し、着類を濡らしたとのことであつた。

福嶋屋が担当する平山謙二郎様（上下九人）と吉岡元平様（上下三人）が到着した。平山様は名主住吉屋達右衛門宿、吉岡様は金屋善吉宿にそれぞれ宿泊することとなった。お二人は十九日に箱館を出立し、知内村から到着した。名主、年寄、亭主役の面々は麻上下紋付着用で村外れまで出迎えに出た。暮れ前に吉岡様が馬で到着し、六ツ半時頃に平山様も馬で到着した。

山崎屋は直接の担当ではなかったが、御上様御紋付高張と村高張を差し出すこととし、高張二張を吉弥と福次に持たせて派遣した。源兵衛と雄七が各宿へ挨拶に回つた。

知内村での人足出方に不都合があつたため、夜中に福嶋村詰の人足二〇〇人ほどを〔知内へ〕派遣することとなった。荷物、長持、家来衆は皆到着していなかった。

十月二十二日 平山様・吉岡様の福嶋出発と堀様箱館出発の知らせ

平山様・吉岡様の長持が到着しないため、逗留の予定だったが、朝五ツ半頃に到着し、昼四ツ半時頃に出発となった。

朝未明に乗切〔早馬〕が来て、堀様が二十三日に箱館を出発するとの先触が届いた。これを受けて本陣の手配について指示した。

下宿をもう一軒設けたいとの趣旨を名主中へ伝えた。

十月二十三日 正式通知の到達と最終準備の完了

町年寄り達書が届き、堀織部正一行が二十三日に箱館を出発することが正式に判明した。

昼八ツ時半頃、松前へ戻っていた太七、庄吉、伝四郎が半紙五束、柚子、晒木綿を持参して帰着した。さらに追加の手付として博知石町の左次兵衛、藤次郎、手人善太郎の三名が到着し、弓張二張と越後酒も届いた。

七ツ時頃、正式な先触が到着した。これにより幕府役人一行の詳細な構成・人員が判明した。堀織部正（上下五十七人）、河津三郎太郎（上下九人）、鈴木尚太郎（上下七人）、松岡徳次郎（上下三人）、堀井鉄次郎・萱野弥五右衛門・藤田幸蔵（上下七人）の総勢八十三人である。継立人足三百人、馬百足という大規模な移動であった。さらに〔松前藩の〕町奉行の田崎与兵衛（上下五人）、徒士目付横井弥一（上下二人）、医師下山仙庵（上下二人）ほか、堀織部正様に付き添う形で総勢二十人が追加で通行することも判明した。

この先触を受けて、亭主役・手付の最終的な役割分担が決定された。本陣は山崎屋新八が亭主役となり、介添の雄七・庄吉、茶番給仕の徳次郎・福次、荷物扱の吉弥・藤次郎、給仕庄作、湯殿・洗足場担当の佐次兵衛、料理方の吉兵衛、手付保次郎、村人足二人という体制であった。脇本陣は伝四郎、下宿は重兵衛、陸尺宿は太七がそれぞれ亭主役を務めることとなった。

役割分担にあたっては、幕府役人から尋ねられた際の対応要領も詳細に申し渡された。「一兩日以前に罷越、何義不案内」と答えること、村の産業や人別等について尋ねられたら村役に確認の上で答えること、洗足等の世話は身分に関わらず出合い次第に行うこと、勝手向きでは高声を避け物静かに対応することなど、接遇に関する詳細な指示を伝えた。

料理方から献立も提出され、到着日の夕食は御皿・御汁・御坪、二之膳として御平、引肴三品という構成であった。翌朝の献立も同様に詳細に定められ、料理場と各詰所に張り出された。

十月二十四日 接待会場の最終設営と物資配給

接待当日を翌日に控えた二十四日の朝、〔松前藩士〕藤林様による最終的な宿割見分が行われた。その結果、陸尺〔駕籠かき〕の宿が金屋善吉に決定した。山崎屋は早速、太七ほか二名を派遣し、定例の金百足を炭薪料として渡した。座敷一間は御頭役用、別間に火鉢・煙草盆を構え、他の者は詰め込みという配置が指示された。太七たち三名は、この日の夜から金屋善吉方で賄いを受けることとなった。

この日の重要な作業の一つが御膳米の配給であった。配給量は本陣一斗五升（ほかに五目用六升）、脇本陣一斗四升、下宿一斗六升、陸尺宿七升で、一人当たり晩と朝で六合という計算に基づいていた。

在方掛から翌日も峠の下への茶番派遣の指示があり、中屋徳四郎を任命した。今回は「上下着用」、つまり正装での対応が求められ、福嶋屋からも二人派遣することとなった。徳四郎には弁当持参で未明出立を命じ、先に派遣した喜右衛門と同様に対応するよう指示した。

十月二十五日 堀織部正一行の到着と接待の実施

〔早朝〕中屋徳四郎に茶、茶碗、腰高茶〔茶台〕を渡し、峠の下の茶番として出立させた。

いよいよ接待当日を迎え、本陣の最終設営が行われた。玄関前には紋付の幕を張り、家内の見苦しい箇所である料理場や台所は幕で覆った。往来時には紋付を着用し、座敷には金屏風、床の間には狩野永叔の墨画の掛物二幅を掛けた。

床の上面には朱印台として春慶塗の三方を置き、脇棚には刀掛を設置、その前には緋毛氈を二ツ折りに敷いた。火鉢、煙草盆を風呂場、便所、御用人・給人・小姓・足軽衆の居間に至るまで、身分の上下によらず金屏風、唐銅の火鉢、溜塗の揃いの煙草盆・盆・茶台・茶碗・釜式を備えた。お菓子は台子棚に盛り上げて置き、お湯は亭主役居間の炉で未明から沸かし続けた。外面には盛

砂をし、掃除は村方の大勢の人足によって行った。堀織部正様の宿札は玄関東方に掲げ、幅二尺五寸四方、高さ一尺五寸ほどに積み重ね、四方を地竹で「もがり」を結んで設置した。玄関の左右には灯籠台も配置された。

八ツ過頃、福嶋村から一之渡へ派遣していた遠見の早馬が帰り、幕吏一行の接近を名主中から知らされた。これを受けて、本陣亭主役の源兵衛と福嶋村宿亭主新八の名札を持って村外れまで出迎えに出た。旅館挨拶掛の蛸崎右平太(上下四人)、名主年寄、四家の亭主役は木戸外まで出迎え、下宿・脇本陣・陸尺宿の亭主役は本陣に詰めた。亭主役介添の庄吉は、亭主役同様に紋付の麻上下に股立、草鞋という出で立ちで、子供一人を含む三人で対応にあたった。堀様の幕と宿札を持参した者が到着し、玄関に掛けた。紋付の幕を取り除き、玄関外には五郎丸の三亀甲の紋付幕を張り、玄関内には紫縮緬紋の幕を張った。続々と長持や荷物が届いたが、本陣台所に置き、到着後に伺ってから片付けることとした。

やがて木戸外で「御供揃」の注進があり、まず御給人様一人が駕籠で到着した。雄七が御安着の恐悦を申し上げ、風呂場・便所を案内し、給仕向きを伺ったところ、小姓・給人様が扱うとのことであった。

殿様(堀織部正)到着後、すぐにお菓子とお茶を小姓衆へ差し上げ、御次の間ごとに同様に振る舞った。源兵衛は洗足の上、御用人様・小姓・給人様の間へ伺い、福嶋村宿亭主新八の名札をもって挨拶を申し上げた。

御次の御用人様をはじめ御足軽衆まで、翌日の城下入りに備えて村の髪結を呼び上げた。湯殿には湯漉・蓋付湯桶・小桶等を備え、鶴飼水・塩(嗽用の水と塩)まで盆に載せて湯殿棚に上げ置き、先に御上様の風呂を案内し、加減を御小姓中様へ申し上げた。その後、御次の方々の風呂も案内した。

暮六ツ時頃までに御酒も大抵済んだため、御膳を差し上げてよいか伺ったところ、献立を上覧したいとのこと、料理場に張っていた献立をお見せした。御次の衆の御酒は土瓶に入れて出し、大変よく召し上がった。献立御覧後、春慶木地塗の御膳に黒逸掛の御椀、広八丈嶋の御膳懸を覆い、御小姓中まで雄七

と庄吉兩人で持ち出した。二合ほど入る容器に極熱燗にして差し上げるよう指示され、早速差し出した。

長持四棹のうち日用長持は御給人様の間に、一棹は亀次郎の庭へ置いた。残り二棹は本陣裏手の雑蔵に入れ、御用人様・御給人様の駕籠、合羽籠、竹馬等も同所に収めた。村人足に夜番をさせ、藤次郎に見廻りを命じた。本陣台所には荷物が積み重なっていたので、一同が寝ずに番をした。

御用人様から呼ばれ、源兵衛が罷り出たところ、目録で金百疋を下賜されたので請書を提出した。なお、「堀の用人の」伊藤宗助・久住九兵衛からの十月二十三日付けの通達文(家来が宿場で威光を笠に着た振る舞いや非分・無心などをした場合は遠慮なく申し出るようにとの内容)に対する請書を提出するよう指示があり、これを差し上げた。

福嶋村名主元兵衛が御小人目付の堀井鉄次郎様、萱野弥五右衛門様、藤田幸蔵様の宿へ呼ばれ、山海諸役運上等について尋ねられた。人別役以外は一切役銭がないと答えたとのことである。福嶋村の家数・人別を尋ねられたので、書上(家数二百五十二軒、人別千三百六十六人(男七百五十七人、女六百四十九人)、役銭十七貫七百五十八文(一人十三文ずつ)との内容)を提出した。

鶏鳴近くなつた頃、御膳を焚くよう指示を出し、酒の手配等をし、脇本陣・下宿の仕出しを渡しておくよう料理人へ指示した。七ツ半時頃にはすべての御膳が済んだ。

夜明け次第、御発駕の趣が田崎様、蛸崎右平太様、在方掛へ通達された。

十月二十六日 堀織部正一行の出発と事後処理の開始

御発駕にあたり、山崎屋新八は紋付麻上下に草鞋履きという正装で、山崎屋新八の手札を持参して木戸外まで見送りに出た。

昨夜、陸尺宿の亭主役太七から知内村で陸尺へ菓子料が差し出されたため、当方でも二百疋ほど差し出すべきではないかとの相談があった。雄七が在方掛の土屋久右衛門様へ伺ったところ、差し出すのがよいとのこと、銀包に水引

を掛け「御菓子料」とだけ書いて夜中に持たせて遣わしたが、差し戻されたため、今朝の出立時に再度善太郎に取りに行かせて渡した。

支障なく御発駕の見送りを済ませ、帰宿後に洗足をした源兵衛は、上下のまま舩崎右平太様、在方掛、村役中、脇本陣、下宿々へ挨拶に回り、福嶋屋方の新谷要右衛門殿へも出向いた。村役中も宿々の亭主役へ悦びの挨拶に訪れた。

晩には跡祝として、料理人と相談の上、残り物で亭主役、手付、村役中へ一献もてなす手配をした。

また、今年夏に工藤庄兵衛が残した物品と追送品の受け取りが行われた。

最後に、福嶋村引き払いに際し、御上から下げられた品物の預書を名主中へ提出した。

十月二十七日 事後処理と精算作業の本格化

昨夜暮六ツ時、吉岡村の出役から御用があり、重立った亭主役の者一人を超越すようにとの指示があった。しかし跡引きで行かせる者がいないため、源兵衛が福次を連れて六ツ半時頃に出立し、四ツ半過頃に吉岡へ到着した。

齊藤帯刀様への御目通りで、今回の取り扱いについて尋ねられた。特に支障もなく済んだと申し上げたところ、わざわざ呼び寄せた理由について説明があった。風向きによる御落船の恐れもあり得るため、吉岡村で夜具の借り上げを指示したが確保できなかったという。そこで福嶋村ではどのように夜具を手配したのかとお尋ねがあった。

これに対し、三十通だけ村で借り上げできたが、工藤庄兵衛の申し継ぎもあり、余りは亭主役や手付たちに各自夜具を持参させて間に合わせたと申し上げた。さらに借り上げができないかとお尋ねがあり、今日不要になった馬があり大半（の夜具）を送ったが、残りはないと答えた。それならば、「福嶋」村の夜具を借りることはできないかと尋ねられた。これは在方掛様の方から指示された方が良いのか、それとも亭主役方から申し入れた方がよいのかと申し上げ、御用済みとなった。九ツ過頃に吉岡を出立し、八ツ時頃に福嶋へ帰村し

た。

町年寄衆から御用状が届き、公儀御役人様が二十六日に無事到着したため、いずれも早々に引き取ることを知内村まで知らせるよう指示があり、知らせた。

亭主役、手付、および宿家内人足の扶持方の書上を作成した。

また、福嶋屋の旅館付亭主役・手付の賄いについても、要右衛門始め十九人の三十六賄を書き上げた。

最後に各宿の人足高も整理した。

そして亭主役・手付中に引き取りを指示した。

十月二十八日 接待事業の完全終了と精算

昨日店へ依頼していた金三両を、仁左衛門が持参して届けた。

各宿や関係者への茶代・祝儀の配布を行った。

通付〔清算〕などの諸事務を済ませ、翌日には全員引き取ることとし、そのための馬の手配を村役中へ依頼した。

役所から福嶋村での御賄書上を提出するよう指示があり書き上げた。しかし、他の宿場の振り合いに倣い、堀様のほか御徒士目付様、御小人目付様も含めて書き上げるよう指示があったため書き直して提出した。

以上、山崎屋新八の日記を通じて、幕府高官接待の全貌を追った。

本史料の記述からは、不測の事態により急遽大役を任された請負人たち（場所請負関係者）が、既存のネットワークを駆使して人員や物資（食材から美術品まで）を調達し、細心の注意を払って「おもてなし」を完遂した様子が読み取れる。

特に、準備段階における松前藩関係者との綿密な折衝や、当日における食事・調度の詳細な記録は、当時の場所請負人が有していた実務能力と文化的素養の高さを示すものである。同時に、幕府・松前藩・場所請負人という三者の

関係性が、具体的な「接待」という行為を通じて可視化されており、幕末の場所請負制研究における本史料の価値は極めて高いと言えるだろう。

註

- (1) 北海道開拓記念館『林家資料目録（北海道開拓記念館一括資料目録第三八集）』（北海道開拓記念館、二〇〇九年）。
- (2) 東俊佑・三浦泰之・ちやれんが古文書クラブ「北海道博物館所蔵の林梅家資料（一）―林家請負初期関係資料―」（『北海道博物館研究紀要』第七号、二〇二二年）。

引用文献

- 田端二〇一・田端宏「IV 対外的緊張のなかで（近世後期）」『新版北海道の歴史 上 古代・中世・近世編』北海道新聞社、二〇一一年
- 松前町一九八八・松前町史編集室編『松前町史 通説編 第一巻 下』松前町、一九八八年
- 佐々木一九八四・佐々木利和「今井八九郎の蝦夷地図考…和人地関係図を中心に」『松前藩と松前（松前町史研究紀要）』第二十一号、一九八四年

Historic Materials of the Hayashi Family in Hokkaido Museum Collection Materials, Part 5

AZUMA Shunsuke, MIURA Yasuyuki and Charenga Komonjo Club

The Hayashi Kaoru family materials are a collection of documents passed down within the Hayashi family, which served as *basho ukeoinin* (subcontracted trading post managers) of Yoichi Basho during the late Edo period, around the 19th century. Of these historic documents, this study examines two items (catalog numbers D41 and E39). We transcribe the entire text of each document from running-form, brush-written Japanese into printed text, and describe each document in summary.

●D41: A 15-article code of conduct for stationed samurai officials that Matsumae Domain assigned to various locations in Ezochi. This revised version from 1832 stipulates regulations for defense against foreign ships (expulsion procedures and alert systems), trading post management (procurement of *karumono* (trade goods monopolistically procured from the Ainu), relay horse management, and *buiku* (Ainu welfare

administration)), and the samurai officials' code of conduct (weapons management, cost control, and reporting duties).

●E39: A diary kept by Yamazakiya Shinpachi (Tatsuki family), the *basho ukeoinin* of Suttso Basho, who was responsible for hosting the shogunate delegation led by Hakodate Magistrate Hori Oribe-no-kami during their journey from Hakodate to inspect the newly completed Matsumae Castle in October 1854. The diary provides detailed records of the entire process from hospitality preparations (October 10-24), the actual hosting (25-26), to post-event procedures (from October 27 onward).

This study is also one of the accomplishments of the 2025 fiscal year of "Charenga Komonjo Club," a paleography study group open for participation by Hokkaido residents and active at Hokkaido Museum.